

平成 2 7 年舟形町議会  
第 3 回定例会会議録

舟形町議会

平成27年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 平成27年9月4日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月9日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

平成27年9月9日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年舟形町議会第3回定例会第1日目

平成27年9月9日(水)

---

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八  欽  太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤  涉
総務課長	中山  進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長代理	加藤 嘉久
税務福祉課長	矢作 めぐみ	農業委員会事務局長	沼沢 弘明
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	代表監査委員	星川  基
地域整備課長	伊藤 幸一	監査事務局長	高橋 明彦
総務課財政管財班長	小野 芳喜	選挙管理委員会書記長	中山  進

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川  忍
--------	-------	-----	-------

---

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議員派遣の報告  
日程第5 本期受理の請願

請願第3号 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成27年第3回定例会を開会いたします。  
直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。4番佐藤勇君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されています。その結果を叶内議会運営委員長より報告をお願いいたします。

**8番** 平成27年9月2日開催の議会運営委員会において9月定例会の会期について協議をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

平成27年9月定例会の会期は、本日9日から17日までの9日間とすることを議決しましたので、以上、報告いたします。

**議長** お諮りします。本定例会の会期は、ただいま叶内委員長より報告のとおり、本日から17日までの9日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの9日間とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略します。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 本期受理の請願

**議長** 日程第5 本期受理の請願を議題といたします。

請願第3号を議題といたします。

請願第3号について、紹介議員、朗読説明をお願いします。

4番 請願受理番号3。受付年月日、平成27年8月18日。件名、「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について。請願者、経壇原水利組合組合長 沼沢清明、(有)舟形マッシュルーム代表取締役 長澤光芳。

請願を朗読します。「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について。

趣旨、経壇原水利組合並びに(有)舟形マッシュルームに関し、舟形町並びに舟形町議会におきましては、日ごろより深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げる次第です。

つきましては、当経壇原水利組合管轄の農道の活用については、ご承知のように農道としての有効利用は言うまでもなく、あわせて(有)舟形マッシュルームも近年の生産量が720トンと増産となり、従業員数も85名となっており、集出荷運行車両をはじめ、通勤車両等、農道利用の頻度が著しいことから、農道利用者への支障も懸念されるものとなっております。

これらを踏まえ、農道を管理する経壇原水利組合長と(有)舟形マッシュルームにおいて協議することに相なり、経壇原水利組合では理事会を開催し、現農道の実情と今後の維持管理を含め、現農道を町道として認定していただきたいとの総意を得て、(有)舟形マッシュルームと再協議をし、当農道をより有効活用するためにも町道として認定していただくことを双方において確認いたしましたものであることから、何とぞ慎重審議され、最善の策を講じられますよう切にお願い申し上げます。

また、当農道取り付けの県道付近においても、周辺住民への騒音、町営バス停留所からなる子供たちの交通事故につながる危険性の声もあり、一日も早い改善策を検討していただきたく、ご検討くださるようお願い申し上げます。

#### 記

1、経壇原水利組合管轄の農道を町道として認定すること。

以上です。

議長 ここで審査方法についてお諮りいたします。

8番 請願第3号については総務振興常任委員会に付託をし、今会期中に審査されることを提案いたします。

議長 ただいま、8番議員より、請願第3号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本請願は総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第3回の9月定例町議会を招集しましたところ、何かと公私ともにご多忙の折、全議員のご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、8月20日、最上総合支庁の生育概況及び作業進捗状況が発表されたようであります。それによりますと、最上管内の水稻の出穂盛期は8月4日と平年より3日は早いようであり、また、出穂終期も3日早い8月13日となったようであります。高温少雨により被害が懸念されたことから、平成6年、11年、12年の高温による品質低下の要因を教訓にして、出穂後の稲の環境を改善するため、水管理の徹底を防災無線等で呼びかけました。しかしながら、白乾亀裂が生じた圃場もあり、収量、品質の低下が懸念されているようであります。

ニラであります。主力品種がほぼ終了し、夏秋刈り圃場の収穫が行われております。8月14日現在の販売状況、前年度比収量103%、同じく単価は122%とよい状況となっているようであります。

キュウリであります。高温乾燥により草勢が低下し、1日当たりの出荷量は少なくなりましたが、8月13日以降、降雨が入り、開花、着果状況から8月末から9月上旬にかけて増加しているようであります。高温乾燥と高地温による養分吸収不足、草勢低下、奇形果などの状況が見られましたが、8月14日現在の販売状況、前年比で数量103%、単価で122%と、ニラ同様よい状況となっているようであります。

ネギであります。降水後、葉先枯れはやや改善し、葉鞘部の肥大が拡大しつつあるようであります。8月17日から20日以降、各共選施設が稼働し始め、夏ネギの出荷量は最盛期に入っているようであります。秋ネギの出荷は9月15日から始まるようであります。

販売状況であります。長ネギが前年比で数量103%、単価で106%、葉ネギが前年比数量124%、単価が99%とのことで、野菜類は総じて良好な状況となっているようであります。

さて、27年度も早いもので5カ月が過ぎましたが、第4回ヒストリックカーミーティングなどのイベントや、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定締結、消防ポンプ操法大会、新庄湯沢地域間高規格道路をはじめとする各同盟会総会、要望会も滞りなく実施してまいりました。また、小松原田地区圃場整備や第2簡水水源地等の水道施設、西ノ前遺跡地の整備工事の発注なども終えており、順調に行政運営しているところであります。

6月定例町議会で可決いただきましたNPO法人もがみ福祉ネットが、旧長沢保育所で開所する障害者就労支援施設の準備が始まりました。施設整備にかかわる補助金申請のため若干おこなっているようでありますが、10月中の開所を目指しているとのことであります。いち早く経営基盤が確立され、障害者の雇用場として、また社会参加の礎となるよう、心から期待しているところであります。



7月26日に行われました第37回消防最上支部操法大会では、第4分団第7部の紫山消防団が準優勝の榮譽に輝きました。近年にない活躍でありまして、常日ごろの練習のたまものであると思います。消防団におきましては、消防活動のみならず、地域の中核として今後ともご支援とご協力をお願いしたいと思います。

7月25、26日に県中体連が行われました。柔道個人女子の部では、1年生ながら溝口葵さんが優勝し、東北大会でも3位、全国大会ではベスト16まで勝ち上がりました。

相撲であります。団体の部で2位となり、個人2年生の部でも斎藤大夢君が3位、阿部航大君が第5位、1年生の部では沼澤虹太郎君が第2位となり、東北大会出場を果たしました。東北大会では、斎藤君、沼澤君が決勝トーナメントの2回戦まで進んでおります。

優勝候補と目されました舟中野球部であります。1回戦で残念ながら敗退してしまいましたが、8月15、16日に行われました東北少年学童軟式野球大会において3位となりました。

ソフトテニス、水泳、陸上競技は、残念ながら東北大会出場はできませんでしたが、子供たちの活躍を保護者の方々と一緒にたたえたいと思います。これから3年生は受験勉強となりますが、スポーツ等で鍛えた精神力を今後とも受験勉強に生かしていただきたいと思います。

8月18日、スポーツ少年団野球部の舟形ビックサンダーズが、西武ドームで開催された全国小学生Tボール選手権大会に出場し、ベスト16に入り、活躍をいたしました。子供たちの努力はもとより、保護者をはじめとした指導者の方々に敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き子供たちの健全育成にご協力を賜りたいと思います。

堀内交流センターの解体工事の発注も終わりました。来年度の特別養護老人ホーム建築に向けて、予算要求資料、ヒアリング等の準備を進めているところであります。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、6月定例会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

1つは、光生園の上棟式であります。

6月16日、障がい者支援施設光生園移転改築工事の上棟式が、八鍬議長さんをはじめ、伊藤県議会副議長、最上総合支庁鈴木地域保健福祉課長、町関係者や地権者の方々など70名ほどの列席によりまして、向屋地内で上棟式がとり行われまして、工事の無事を祈願いたしました。

祭祀では、建築主体工事現場代理人による祭場清めの儀から昇神の儀まで厳粛にとり行われました。当日は、台風の接近から猛烈な集中豪雨と雷に見舞われましたが、餅まきでは天候も回復し、地元の子供たち、住民の方々が大勢集まり、歓声の中、盛大に餅がまかれたようであります。

佐藤勝氏、故高橋義昭氏への叙勲伝達並びに大場昭氏の叙勲受章記念祝賀会であります。

元舟形町議会議長 佐藤勝氏が、4月29日、平成27年春の叙勲において、長年にわたる地方

自治功労として旭日双光章受賞の榮譽に輝きました。佐藤氏は、6期24年間の長きにわたり町議会議員として地方自治発展のため貢献され、うち6年間は議長として議会の円滑な運営に尽力された方であります。

また、佐藤氏は27年間消防団員として、また3分団6部の班長として、地域の消防・防火活動に貢献されております。これらが評価されまして、春の叙勲において旭日双光章されましたが、その叙勲を6月16日、佐藤家に八鍬議長さんとともに伺い、伝達してまいりました。

同じ日に、4月27日にご逝去されました元舟形町議会副議長 故高橋義昭氏への叙勲伝達も、八鍬議長さんとともに行ってまいりました。高橋氏は、5期20年間の長きにわたり町議会議員として、うち1年5カ月余りの期間、副議長として地方自治発展のために貢献されました。ほかにも消防団員及び第5分団部長として19年4カ月間、さらには、最上地区交通安全協会会長、副会長及び舟形支部長として長年貢献されたことが評価されまして、旭日単光章を受賞されました。

元舟形町議会議員 大場昭氏が、長年にわたる地方自治功労として旭日単光章受賞の榮譽に輝きました。この受賞をたたえるため、八鍬議長さんとともに発起人となり、6月27日、ニューグランドホテルで受章祝賀会を開催いたしました。大場氏は3期12年間、総務常任委員長、文教民生常任委員長として、議会運営及び町行政の円滑な運営にご尽力された功績によりまして、高齢者叙勲を受賞されました。当日は、当時の同僚議員の方々など多くの方々からご出席をいただきました。

新庄最上定住自立圏の形成にかかわる協定の締結であります。

新庄・最上管内の8市町で形成する「新庄最上定住自立圏」の協定合同調印式が、6月25日、最上広域市町村圏事務組合総合開発センターで行われまして、8市町村長が協定書に調印をいたしました。今後は、8市町村の住民代表、協定に関連する分野の関係者で組織する新庄最上定住自立圏共生ビジョン懇談会の意見を聞きながら、協定に基づいた具体的な事業計画となる定住自立圏ビジョンを平成28年3月までに策定し、同年4月から連携事業がスタートする予定になっております。

伊藤重成県議会副議長就任祝賀会であります。

5月15日、山形県議会5月臨時会において、正副議長選挙が行われまして、伊藤重成議員が第60代副議長に選出されました。私と八鍬議長さんが発起人となりまして、伊藤議員の副議長就任をたたえる祝賀会を7月4日にニューグランドホテルで開催いたしました。当日は、加藤衆議院議員をはじめ、山尾新庄市長さんほか、管内の町村長さんや正副議長さん、農業委員会会長さんなど、多くの方々のご出席を賜りまして、盛大に祝賀会を開催することができました。今後とも、県議会議員としての豊富な経験とリーダーシップを大いに生かしていただきながら、新庄最上地域のますますの発展になお一層のご支援を賜りたいと思います。

福寿野地区の圃場整備竣工式であります。

福寿野地区経営体育成基盤整備事業の竣工式が7月27日、現地で開催されました。本地区は、山形県が事業主体となり、平成22年度に採択を受け、今年度まで6年間で受益面積20.7ヘクタール、総事業費4億7,000万円の整備となりました。

軟弱地盤対策事業等が発生したため、当初計画から約1億2,000万円の事業費の増となりましたが、農地集積率が目標を達成する見込みで、本事業にかかわる受益者負担金は実質ゼロとなります。本事業によりまして、受益面積の約6割が大区画化・汎用化され、中心経営体の大規模化及び高度化による積極的な農業経営が可能となり、かつ農業の次世代への確実な継承が期待されるところであります。

次に、縄文の女神里帰り展、縄文の炎祭、「縄文の炎祭」リリース記念、竹川美子歌謡ショーであります。

8月1日、2日の2日間、舟形町中央公民館で国宝「縄文の女神」里帰り展を開催いたしました。4回目となる今回、国宝「縄文の女神」に加え、北海道函館市の国宝「中空土偶」のレプリカを展示し、国宝土偶シンポジウムや、縄文の女神ストーリー大賞最優秀作品の朗読会などを開催し、505人の来場者がありました。

同じ日に、女神の丘において縄文炎祭が開催されました。これは青年団体F I TとTMプロジェクトFを中心とした実行委員会が主催するお祭りで、小学生・中学生が作成した土器や土偶の野焼きをメインとして、縄文食の出店、ファミリーマート移動販売車による販売、花火打ち上げ、音楽コンサート、舟中プラスバンドや猿羽根太鼓の演奏が行われまして、約1,000人の来客が会場の光景に感動しておりました。また、竹川美子さんによる歌謡ショーとして、新曲リリースされました「縄文炎祭」を、1日は女神の丘で、翌2日は、最北歌謡振興会が主催となり、生涯学習センターで披露されました。竹川さんのすばらしい歌唱力でこの歌がヒットし、舟形町のPRになることを期待したいと思います。

最後に、故佐藤克己氏通夜及び告別式であります。

舟形町で40年来続いている児童交流事業の生みの親である、そして、長年ご寄附をいただいている佐藤克己さんが、7月31日にご逝去されまして、増上寺において8月11日通夜、翌12日に告別式と火葬、初七日の法要が行われました。町からは、私をはじめ、加藤副議長さん、太田教育委員長さん、総務課長が出席し、弔事を奉奠させていただきました。約600名に及ぶ参列者がありまして、佐藤氏が多くの方々から愛され、人望が厚い人柄であったことをあらわす葬儀でありました。佐藤さんのご冥福を心からお祈りする次第であります。

以上、7件について行政報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、議員発議1件、平成27年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について4件、条例の設定について2件、契約の締結について1件人

事案件について3件、報告案件について1件、そして、平成26年度舟形町一般会計、特別会計決算の認定について7件。

以上、19件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、6月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりでありますので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

---

**議長** 一般質問に入ります前に、皆さんにお諮りいたします。

議会広報常任委員長より、会議中の写真撮影についての許可願が出されております。写真撮影について許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり撮影を許可いたします。

---

## 日程第7 一般質問

**議長** 日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。

**5番** 皆さん、おはようございます。それでは、私から、通告に従い一般質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、「協働のまちづくり条例の制定を」と題しまして一般質問を行います。

なお、今回は2つ一般質問を行います。両方ともキーワードとしては「協働」という言葉であります。このテーマに沿って一般質問をさせていただきます。

舟形町総合発展計画の中に、互助・共有・自立による協働のまちづくりについて掲載されています。奥山町長の選挙公約にも、協働のまちづくりの推進とあります。このことを進めるため、地域おこし協力隊の導入、さらに、今年度からは集落支援員の設置と、目に見える形で達成に向けて努力されていることについては敬意を表します。さらに、一般質問で提案された役場職員による集落担当制についても検討されたと聞いています。

住んでよかったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人とのきずなを大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学び合えるまち、子供たちが夢と希望を持ち、健やかに成長できるまちにしていくためには、生活者としての町民が持つ豊かな創造性と社会経験を十分に生かし、町民もみずからの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加できる環境づくりが必要であると考えます。

そのためには、町民と町、または町民同士が、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていくとともに、地域社会を構成する多様な主体が、ともに地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、町民と町の適切な役割分担のもと、連携してまち

づくりに取り組んでいく必要があります。

まちづくりの礎となるよう、町民と町、または町民同士が協働してまちづくりを進めるためのルールを示すものとして、協働のまちづくり条例を制定すべきであると思います。奥山町長の考えを伺います。

次に、「除排雪活動支援への取り組みは」と題しまして、一般質問を行います。

舟形町の人口は毎年100人程度ずつ減少しており、少子高齢化が進んでいます。ひとり住まい世帯、高齢者世帯がふえており、消滅可能性の高い町にランクされています。

今後、豪雪地帯にとって人口減少を今より緩やかにするためには、雪の問題を解決することが喫緊の課題となっています。

町では、町道除排雪体制の充実、生活弱者に対して雪関係への支援、地域支え合い除排雪活動支援事業等を行っています。自助を基本としながら、共助による支え合い除排雪、公助による支援がありますが、限られた予算の中で公助にも限界があります。今後、育成していかなければならないのは、共助による活動であると考えています。

そこで質問します。

①町では、地域支え合い除排雪活動事業について、内容の充実と利用町内会の拡大をどのように進めるのか。

②町道は昔からの旧道が多く、住宅密集している箇所が多くあります。そこで、町道の沿線住民と該当する町内会の協力を得て、車道部へ搬出した民地の雪を、町道部の雪と一緒に除去する「官民協働除排雪」の実施について検討してください。

このことは、県が創設した雪対策総合交付金事業の対象と聞いていますので、申し添えます。

以上、この件についても奥山町長の考えを伺います。以上です。

**町長** それでは、5番奥山議員の「協働のまちづくり条例の制定を」についてのご質問にお答えいたします。

協働のまちづくりについては、第6次総合発展計画4つの政策の柱の1つであります。互助・共助・自立による協働のまちづくりの中で、「全ての町民が意欲と責任を持って、まちづくりのあらゆる分野に積極的な住民参画を進めるとともに、町民主役のもとにまちづくりが効果的に促進されるよう、町民の参画と連携のための環境づくり、あるいはそれを支える柔軟で効果的な行財政の体制づくりを行います。さらには、地域におけるそれぞれの特色ある自主的な活動を支援し、新たなまちづくりのために町民と行政が今まで以上の連携体制を強化して、それぞれの役割、責任のもと、開かれた行政運営に努めながら、自立型地域づくりの推進に取り組みます」という6次基本計画の政策の方針が掲げられています。

そして、これらの実現のために、具体的な事業であります。今、町内会が地域内のハード事業を行う場合において町が補助する、1つは「地域協働事業」があります。また、地域課題

の解決策と地域づくりのため住民がみずからの判断と責任において取り組む活動、これに町が補助をする「地域づくり（総合）支援事業」があります。さらに、地域の除雪課題を解決するための「地域支え合い除排雪活動支援事業」、そして、地域おこし協力隊による「地域力の維持・強化を図る支援」、行政と協働した集落の維持活性化を図るための「集落支援員の配置」などを行っております。

また、集落支援員の業務の1つの集落調査で、現在、高齢化率50%を超える集落を最優先に、集落の現状と課題について聞き取り調査を行っており、あわせて地域担当制職員の受け入れ希望調査を行っているところであります。

このように、ソフト、ハード事業においてさまざまな角度から、町民と町、または町民相互による協働のまちづくりを推進しているところであります。

さて、この協働のまちづくり条例であります。奥山議員が申されるように、協働のまちづくりを進めるためのルールであると理解をしております。今後、ますます重要となる協働のまちづくりを発展させるためには、条例制定は効果的であり必要であるというふうに思います。

全国的にも「まちづくり条例」あるいは「まちづくり基本条例」あるいは「協働のまちづくり条例」など名称はさまざまありますが、多くの自治体で制定の動きがあるようであります。条例の内容については、住民参画・協働の推進を目的として、町民及び町の役割などを明らかにするとともに、町民の参加及び協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項と仕組みを定めたものとなっているようであります。

今後、条例をつくるに当たり、まず第1に「内容をきちんと記述すること」、第2に「どういうまちにしていくかについて、町民の意見を十分に反映させること」、第3に「それぞれが努力をして具体的に実行できる内容にすること」、この3つの点に注意しながら進める必要があるだろうというふうに考えます。

このため、大学の先生などの学識経験者、企業や団体等の代表者、公募住民及び町職員代表などで構成される「（仮称）協働のまちづくり条例検討委員会」を立ち上げて、住民との意見交換会や意識調査、条例に盛り込むべき基本的事項の検討、講演会やフォーラム、また現行の条例や規則、要綱、現行業務などとのすり合わせなどを行う必要があると思います。

このように条例の文章をつくる作業はもとより、協働のまちづくりについて住民の理解を得ながら進めることが大変重要であると考えことから、この事業は来年度から段階を踏まえながら進めてまいりたいと思います。

続きまして、「除排雪活動支援への取り組みは」の質問に対してお答えいたします。

初めに、地域支え合い除排雪活動支援事業についてであります。

この事業は共助による多様な除排雪課題の解決のための支援策として、平成23年、24年に試験的にモデル事業を実施し、平成25年度からは本格的に全町を対象に実施している事業であ

ります。平成25年度は18地区で実施されまして、26年度は23地区で実施されました。

雪の課題は地域によってさまざまですが、その解決策も多様であると思います。そこで、当事業の1町内会当たり最大年間5万円の交付金であります。できるだけ活動内容に縛りを設けず、雪に関する課題を共助により解決するための経費であればおおむね補助対象としております。一例といたしましては、除雪機械の借り上げ単価や除雪弱者の範囲も、地域住民が納得するものであれば自由に決めてよいこととしております。

この事業では、除雪機械の調達には地域内からの借り上げを想定しておりますが、使用できる機械が地域にないことも考え、貸し出し可能な町の除雪機械を学習センター、役場、農村環境改善センターに配置しております。しかしながら、地域からの借用申請はほとんどない状況にあります。

そこで、昨年の町内会長さんへの事業説明会での席上で、町内会で保有管理する除雪機械の要望調査を行ったところ、要望はなかったようであります。この状況を踏まえながら、今年度は個人の除雪機械購入に対する補助制度を新たに設けたいと考えております。これによりまして地域内での除雪機械の保有台数がふえれば、支え合い除雪での借り上げを依頼することができる除雪機械がふえることとなります。

また、福祉事業として取り組んでおります高齢者世帯除雪サービスについても、これまでの課題を整理して、より多くの高齢者の除排雪課題に対処できるように、高齢者世帯除雪サービスの拡充を行いたいと考えております。

次に、利用町内会の拡大であります。この地域支え合い除雪は、これまで各地域での意見交換会、町内会長会議による周知、また、町報による紹介でかなり浸透してきたと感じております。今年度は、これまで年度当初1回のみ行っておりました町内会長会議を豪雪前に開催し、除雪関係事業の説明、意見交換会を開催したいと思います。また同時に、これまで取り組んでいただけていない町内会に対し、個別に情報を提供しながら、地域の雪課題の軽減のために活用していただけるようPRしてまいりたいと思います。

次に、官民協働除排雪の実施についてお答えします。

県が創設した雪対策総合交付金事業のメニューの中に「地域一斉除排雪推進事業」という事業項目があります。これは、5番議員のおっしゃる官民協働除排雪事業が対象になると思います。その取り組み事例として、村山市袖崎地区が実施している事業が知られております。

当町でも、この雪対策総合交付金事業を活用しております。主な事業内容としては、「要援護者対策事業」のメニューによりまして高齢者世帯等除雪サービス事業を、「その他知事が特に認める事業」のメニューによりまして地域支え合い除排雪事業を行っております。

さて、官民協働除排雪である県事業の「地域一斉除排雪推進事業」については、自治会等が行う地域一斉除排雪に要する経費、町内会に対して町が補助金を交付して実施する場合、町

が補助対象とする額の2分の1を5万円を上限として交付されるという内容になっております。

町道の除排雪作業は町が主体となり、さまざまな基準を決めて対応しております。車両の通行等についても確保しながら実施しておりますが、この地域一斉除排雪事業を豪雪時期で対応となると、計画どおりには実施できないことも否めないと思います。

しかしながら、こうした事業を通して地域住民による助け合い、支え合いの意識が醸成され、地域づくりへの機運の盛り上がりを期待できることも、この事業の特徴であると認識しているところであります。

交付事業の対象項目にあります地域住民向けの「除排雪に係る研修会等開催事業」なども活用しながら、地域の中で十分な話し合いと役割分担を行って実施したい町内会があれば、どの地域が実施可能な地域か相談に応じたいと思います。その上で検討したいと思いますので、こうした事業があることについて、町内会長を通じましてまずは周知してまいりたいと思います。

**5番** 協働のまちづくり条例の制定につきましては、具体的に来年度からというような形で回答をいただきましたので、大変うれしく思っているところであります。

そういった中で、町長の考え方を聞いておきたいのですが、1つがリーダー。やはり何をやるにしてもリーダー、人であるというふうに考えるわけであります。そのリーダーを育成するために、町では講演会やいろいろな場面で勉強会等を開催しているわけでありますが、なかなか育ってこないというのも現実であります。そういった中で、リーダーの資質について、町長はどのような捉え方をしているのか、お聞きしたいと思います。

**町長** リーダーの資質という点ではいろいろ解釈があると思いますけれども、前にも地域のリーダーという件で質問があったやに思います。その中で、町内会長さんもその中の1つではないかなと思います。と同時に、前にも言ったかもしれませんが、公民館活動と地域づくりをドッキングしたような形もいいのではないかと。いわゆる公民館長という立場もリーダーの1人であろうと思います。さらに、集落支援員を配置した大きな目的は、何と言ってもそれぞれの町内会のリーダーを発掘するという面も大きな要素があるわけであります。と同時に、地域のリーダー研修会というものも一考ではないかとは思いますが、これは上から「リーダーになりなさい」ということもいかなものかという反面もあります。

したがって、この地域づくりを進める上で、先ほども答弁で申しましたけれども、これからの時代に共助、互助の2つの面があるわけでありますけれども、ますます少子高齢化が進むわけでありますので、危機意識を全体で持つようなことを投げかけながら、その中でなぜ地域づくりが必要なのかということをお皆さんとともに話し合いながら、その中から地域のリーダーが芽生えてくればなと思いますし、あるいはもう一つの点といたしまして、それぞ



れ町内あるいは町外で頑張っている地域づくりのリーダーの先進地視察なども一考ではないかなと思います。いずれにいたしましても、自分でやろうとする方々が地域のリーダーにふさわしいものというふうに認識しております。

**5番** そこで提案であります、いろいろと実際の活動事例を聞くというのが非常に大事なのかなと感じるわけであります。そういった中で、どうしてもこれまでだと町外の優良事例の話聞くということは結構あったわけでありますが、そうではなくて、この舟形町の中でもいろいろな活動をやっているところ、町内会ばかりではありませんが、いろいろな役職の中で頑張っている方々がおるわけでありますので、まずは隣近所の具体的な活動事例を聞くというのが一番刺激になるというふうを感じるわけであります。

特に感じたのが、富永連合町内会の中で各町内会の年間の行事発表の中で、非常に隣にいて「ああ、こういうことをやっているのか」「こうすればいいんだな」というようなところが教えられる場面が多々あったわけであります。

舟形町の中では、今町長が申されたとおり、町内会長、公民館長、納税組合長、民生児童委員、衛生組合長とかいろいろな役職があるわけでありますが、その役職の中で優良に活動している事例がいっぱいあると思うんです。そういったところの町民の方が町民に話をするという場を設けることによって、隣でもしているからというふうな刺激が強くなってきて、非常に活動も活発になってくるのではないのかなと思うわけであります。

そういった中で、事例としては町内会長でも結構ですけれども、この雪の問題にしてもこういうふうになっているよという、支え合いの中でこういうふうになっているという優秀なところがあるとすれば、そういったところを会議の中で発表させるとかして、町内の中での刺激をし合うような場の設定ということについて進めたらどうかという提案であります。そういったことについて、町長はどのような見解を持っているのでしょうか。

**町長** 今の質問については桜井准教授さんが、もう5年前になるでしょうか、毎年のように講演をいただきながら、この地域で進めてきた経緯があります。その中で、その年々で今奥山議員が言ったように、あるいは福寿野地区、長尾地区、太折地区でしたか、今優良に取り組んでいる地域づくり活動を、町内会長会議あるいはその他の会議だと思いますが、発表した機会も当然あるわけです。

ですから、内外ともに、今議員が言ったとおりに、町内会で今やっている活動の事例というものを紹介することも大事であろうと思いますし、これまでも取り組んできた経緯もありますので、もう一度、今支え合い事業なり、あるいは除雪の支え合い事業なり、あるいは地域づくりもここ数年来非常に多くなってきたように思いますので、これは10万円の補助金をやっておりますけれども、それぞれ創意工夫をして午前中はグラウンドゴルフ、ゲートボール大会、午後からはビアガーデンというふうなものが1つのパターンになってきているようで

あります。この前、私も向山地区のほうに行ってまいりましたけれども、あそこも特異な町内会であります。高齢者は2人、その他は全部子供たちであります。こういう姿というものもひとつ先駆的なものとして、今議員が申したとおり、いい活動をしていることを紹介するというのも再度また検討してみたいと思います。

**5番** この協働のまちづくり条例の中で一番考えていただきたいのが、どこでこのことを担うのかということについて明確にしてほしいということであります。このことを十分留意しながら、来年度以降、町民を巻き込んだ条例制定について進めていただくよう、よろしく願いたいと思います。

次の除排雪活動支援への取り組みについて質問をさせていただきます。

まず第1点が、個人の除雪機購入に対する補助制度を新たに設けるとありますが、この内容等についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

**町長** 詳しくは沼澤まちづくり課長から答弁させますけれども、1番の伊藤議員からも後ほど質問があるようではありますが、大きな意味での基本的な考え方は、これからの少子高齢化の中で雪に関する課題を克服する、解決する、これは大きなテーマだというふうに思います。これは第6次基本構想の後期計画の一番大きな主題にしていかなければならないということですので。共助あるいは公助もありますけれども、この除雪機械の購入事業を地方創生事業の中で今年度から取り組みたいということで、補正予算で計上しておりますので、具体的な内容についてはまちづくり課長から説明させます。

**まちづくり課長** それでは、私のほうから、小型除雪機購入補助事業について説明申し上げます。

ただいま町長のほうからも説明がありましたが、補正予算に計上しております。これはただいまやっております地方創生に絡みます総合戦略の事業でもあります。今年度から支出したいという考えであります。上乗せ交付金という制度で交付金が来ます。この事業の一環として取り組むものであります。

補助事業の詳しい要項については定めておりますが、簡単に説明しますと、1台当たり購入費の4分の1以内で10万円を限度として、個人の方が購入する場合には補助をするということになっております。なお、支え合い除雪でその機械を使うという方が除雪機を購入する場合は、限度額を20万円ということで引き上げて、共助を推進するというふうな考えであります。以上です。

**5番** この補助事業について反対ということではないんですが、地域支え合い除排雪の5万円にしてもそうですが、対象者を選定するというのが非常に難しいんです。というのは、やはりその地域の方々には「あそこの家だったらしようがないね」というふうに理解してくれる世帯でないといけないという事情があるんです。若者がいる、若者がへやみでしない、それで雪がいっぱいある、そういったところでできるのかとなってくれば、そういった補助金等が

いているものでできないというギャップがあるわけであります。要は、皆さんしてあげたいんだけれども、できない。

そういった中で、このたびの除雪機購入に対する補助を受けた方がする除雪先というのは千差万別ですが、全部できるんだよという捉え方なのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**町長** まちづくり課長から。

**まちづくり課長** その20万円を支給される世帯については、高齢者除雪サービスを行う場合の除雪機ということになっております。ですから、高齢者除雪サービスについては税務福祉課のほうで所管しておりますが、ただいま奥山議員が言われたように、確かに対象世帯を決定するという段階ではさまざまな課題がございます。今言われたとおり、息子がいるのにしないというふうな場合は、その判定では民生委員と確認しながら、その高齢者除雪サービスについての分は支給はしていないと思います。そういったことで、まずは自助、できなければ共助という段階を経てやっておりますので、その息子さん、親族、兄弟がいる場合には支給はされていないというふうに承知をしております。よろしくをお願いします。

**5番** そうなると、する対象が非常に限られてくるということなんです。いろいろ補助金を出してさせるというのはわかりますが、これはもう少しできれば有料ボランティア、要するにこの方は該当しないから通常の金額の半分程度出してくださいよとか、いうふうな該当先については無料でいいんだけれども、こういうふうな方については有料で一般よりも少し安くした程度でしてあげるとか、もう少しそういうふうな制度設計をしていかないと、利用する対象者がふえてこないというふうに思うんです。そういったところで、もう少し有料ボランティアという形での考え方もぜひ進めていただきたいと思います。

次に、高齢者世帯除雪サービスの拡充というふうな文言もありますので、これの内容についてもあわせてお聞きしたいと思います。

**町長** 高齢者の除雪関係でありますけれども、今、ちょうど沼澤課長が言ったとおりに、私も答弁しましたけれども、基本的には町の除雪機械を貸しますよということを私は狙いにしたんです。ところが、1台も借りないと。これはいかななものかと。これが発端なんです。ですから、20万の上限というものは、やはりこの支え合い事業に結びつくというふうな体制ではないかなという見地であるということをもまず申し上げながら、高齢者の除雪について矢作課長からお願いします。

**税務福祉課長** 税務福祉課のほうで所管している高齢者除雪サービスにつきましては、非課税世帯で、あとはひとり暮らしの老人世帯、あとは夫婦世帯というふうなことで、あとは近くに家族がいるけれども毎日の除雪に足が運べないという方を対象にしておりますけれども、その中で、これまで行ってきたサービスにつきましては……（「5分前です」の声あり）いい

ですか。管内の除雪と比べましても、舟形町で行っているサービスのメニュー内容におきましては、かなり細かいところまで支援をしているというふうに思っております。

1つは、玄関の除排雪を毎日協力員をもって行っているという点ですけれども、そちらも今10センチをめでに除雪1回当たり700円ということでやっていただいておりますけれども、なかなか協力員が得られないというふうな課題もあるところです。

あと、今シルバー人材センターのほうにお願いするともっと単価が高いよという課題もありまして、そういうふうな点も踏まえて、やり方の検討または余りにも細かいようなサービスになっているという点について、もう一回見直しをしたいなというふうに考えておるところでございます。それにあわせて、今まちづくり課長が申しあげました地方創生の交付金を生かしながら、さらに整理をしたいというふうに考えておりますけれども、整理の内容につきましてはこれからというふうに思っております。

**5番** 時間がないので、官民協働除排雪に移りたいと思います。

私が想定しているのは、町道の昔からの道路であります。具体的な地名を上げていきますと、堀内では澤内商店前から横山沢に向かった住宅密集地、あとは富田町内の密集地、あと舟形本町の密集地、そして旧一の関地内の密集地、あとは長沢第一の旧道の密集地、この辺が一番難儀しているのではないのかなというふうに感じるわけであります。そういったところの対象者に、やはり1シーズンに1回程度だろうと思いますが、日にちを決めて地域で町道に雪を出していただき、それを町の除雪機械やダンプ等で運搬して片づけるというふうな形でできないだろうかということになります。

なお、具体的に最上郡内でやっているところがありますので、この事例等について後ほど情報提供をしますので、この旧道の住宅密集地について、その町内会に働きかけてぜひこの官民協働の一斉除排雪について検討していただきたいなということで、私の一般質問を終わります。（「答弁は」の声あり）では、考え方だけ答弁をお願いします。

**町長** この山形県の制定した交付金事業でありますけれども、非常にメニューも多種多様になっているようであります。これはやはり支え合いというものが一番大きなものなのかなというふうに思いますので、この一斉除排雪という項目もあります。ただ、先ほど申したとおり、地域で支え合うという仕組みをつくるのが一番の優先順位ではないかなと。その中で、この一斉除排雪推進事業もあるんですよということではないかなと思います。今箇所別に言われましたが、それらを選択しながら、それぞれの支え合い事業の中で各町内会さんにもお願いしてみたいと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

**議長** 以上をもって、5番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

**6番** おはようございます。

私からは2点について質問させていただきます。

まず初めに、「売る力を伸ばす雇用創出プランを」と題して質問いたします。

厚生労働省は、地域の農林水産物・加工品などの販路拡大及び観光資源の発信による農業振興、地域資源の活用に必要な人材ニーズの創出など、雇用機会の拡大を目指す目的で、実践型地域雇用創造事業を実施いたしておりますが、本町としての具体的な取り組みが見えないように感じております。

最上地域は他の地域に比べ人口減少や若者・女性の流出が著しく、人口減少に立ち向かう最上地域の産業ポテンシャルを引き出すための実践型雇用創出プランが必要であると思います。

平成26年度まで実施されました雇用創造事業により一定の雇用が創出され、「つくる力」は備わってきたと言われております。今後は、蓄積したノウハウを活用し、農林水産物など流通分野の販売力、観光資源情報の発進力を伸ばすための雇用創出が必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「ふるさと納税で町のPRを」と題して質問いたします。

ふるさと納税は、地元出身者はもちろん、地域に縁のなかった人とつながるチャンスであり、寄附金に対する返礼品は各自治体のアイデアでさまざまな取り組みが行われております。

本町においても、米をはじめとして返礼品が好評で、寄附金の額も年々増加傾向にあり、町民の1人として誇りに思っているところであります。

「ふながたの米」とか「縄文の女神米」とか「清流小国川の米」など、独自のブランド名を印刷し活用すれば、町のPRになり町を訪れる方々も増加するのではないのでしょうか。「鮎の町」「国宝の町」に「おいしいお米の町」をプラスしたPRにより、産業振興、交流人口の増加に結びつくものと思います。

また、六次産業による特産品もあわせてPRすることにより、農商工観が一体となった町のPRの展開が可能になると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

**町長** それでは、6番斎藤好彦議員の「売る力を伸ばす雇用創出プランを」についてのご質問にお答えします。

厚生労働省の推進する実践型地域雇用創造事業であります。雇用情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じた創意工夫に基づく雇用創出の取り組みを、より効果的に推進するための事業であります。

舟形町では、山形県、そして最上8市町村で構成する地域雇用創造推進協議会の構成団体として「雇用創出プラン」を認定していただき、第1期の地域雇用創造推進事業（パッケージ事業として平成21年度から3年間）と、第2期の実践型地域雇用創造推進事業（平成24年度から3年間）を進めてまいりました。最上地域全体であります。6年間で567人の雇用が創出されております。

この事業の中で、舟形町は、雇用創出実践メニューとして、生産者と消費者を結びつける仕

組みづくりの事業（C S A）を進めてまいりました。具体的内容については、お米のオーナー制度の導入であります。東京都港区東麻布在住の方々との10アールの面積の契約が成立しております。さらに、農家・消費者基礎調査及び首都圏消費地でのP R活動、あるいは意見交換会の開催、港区三光小学校を会場とした食育フォーラムの開催、農産物や特産品の販売などのP Rイベントの開催などを進めておりまして、農林水産物等販売力強化及び地域観光資源魅力発信に向けた取り組みを行い、一定の成果が収められたものと考えているところであります。

今後も、この事業の成果をもとにしながら、お米の契約栽培の拡大あるいは特産品に関するアンケートや食育に関するアンケート結果をもとにしながら、具体的に進めてまいりたいと考えております。

質問のとおり、山形県の人口減少率であります。平成25年度推計によりますと全国45位と下位に位置し、さらに、最上地域の人口減少率は県平均の2倍と県内で最も高く、全国平均と比較しても突出して高いところから、今まで以上に早急な対策が必要となっていることも事実であります。

特に最上地域においては、人口減少のほか、雇用情勢においても県内で最も厳しい状況にあるため、引き続き、平成27年度から実践型地域雇用創造事業として実施し、「現状人口に立ち向かう最上の産業ポテンシャルを引き出す雇用創出プラン」が採択されまして、平成29年度まで事業が実施されるわけであります。

これらを踏まえながら、町では、農林水産物等販売力強化事業（特産物等の販路拡大推進事業）に取り組んでまいりたいと思います。この字句は「取り組んでいます」となっていますが、  
「取り組んでまいります」と訂正をお願いします。

都市部の消費・流通ニーズに応える付加価値を高める加工技術の習得や田舎暮らしの豊かさを認識するセミナーなどを実施しながら、地域の求める人材の育成を図りながら、地域求職者の早期就労に努めたいと考えております。安定的かつ長期的な雇用となるよう、町の主要産業である農林水産業の経営基盤の強化を図りながら、農業振興のための人材育成、山形県の「食産業王国やまがた」の計画と歩調、連携しながら、地域に新しい需要を踏み出す六次産業化の推進で、雇用の創出、地域の活性化を図っていかねばならないと思います。

さらには、観光資源、地域資源を活用しながら起業する若者などへの支援など、若者及び女性から選択される産業が実現できるよう、平成27年度以降も最上各市町村と連携して、実践型雇用創造事業に取り組んでいきたいと思っております。

また、平成27年4月に設立しました最上小国川清流未来振興機構があります。この機構で策定されました最上小国川流域の基本目標とキャッチフレーズの実現と雇用の確保を図るために、山形県・最上町・小国川漁業協同組合に加えて、今のご質問の最上地域雇用創造推進協

議会と連携しながら、地域振興の推進、雇用の確保に結びつけたいものと考えております。

続きまして、「ふるさと納税で町のPRを」についてのご質問でお答えいたします。

平成26年度のふるさと納税の件数は8,043件であります。金額で1億8,580万9,001円の実績がありました。平成25年度の件数は63件、金額は243万1,000円でありましたので、金額では76倍の伸び率になりました。

このような大幅な伸び率になった要因として、まず第1に、お礼の特産品に人気の高いつや姫・はえぬきなどの米あるいは牛肉などを加え充実させまして、寄附金額の2分の1相当額の返礼品を送付したことであります。第2は、全国の自治体ふるさと納税に関する情報を集約したポータルサイト「ふるさとチョイス」に登録し、インターネットでお礼の品を自由に選択できるようにしまして、あわせてインターネットによるクレジットカード決済制度を導入したことであります。そして、第3に、寄附金に応じたポイントを寄附者に付与し、有効期間中にお礼の品をポイント残に応じて何度でも自由に選べるようにしたことなどが考えられると思います。

こうした取り組みによりまして、365日24時間、全国の多くの方々から、当町の寄附を通してまちづくりの活性化のために応援していただくことになり、感謝をしているところであります。

さて、ふるさと納税増加の最大の理由であります。返礼品の魅力であると思います。昨年度の返礼品の実績で最も多いのは米関係商品であります。返礼品購入金額の67%であります。次に多いのが牛肉関係商品で28%、その他マッシュルーム関係商品などで5%となっております。人気の高い米関係は今年度も順調に伸びており、これから新米の受け付けが始まりますので、頑張ってもらいたいと思います。

この主力の米を伸ばすためには、ほかの多くの自治体の米との差別化を図りながら、舟形町産米を選んでいただく必要があります。良質でおいしい舟形町産米と舟形町の特色をアピールするため、昨年度から、つや姫5キロを「縄文の女神米」として、東北芸術工科大学大学院を卒業し、今現在、産業振興課に勤務しております小野寺裕さんが、自然豊かなまちのイメージをデザインしたパッケージに詰めて提供をしております。この商品は大変好評でありまして、米関係のセットものでは2番目に高い人気となっております。今年度は、つや姫の玄米使用の一分づき米パック御飯をつくって、小野寺さんのデザインの絵をプリントしております。また、はえぬき玄米セットなど、寄附者のニーズに沿ったさまざまな米関係商品を充実させております。

そして、ことしの1月1日以降のふるさと納税については、所得税と個人住民税控除額が2倍に拡大されたこと、また、ことしの4月1日以降の給与所得者の寄附については確定申告を行わなくとも寄附控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された

ことから、さらなる拡大を目指し、町の活性化につなげたいと考えております。

次に、ふるさと納税を活用した六次産業化関係の特産品のPRについては、富長交流センターの加工施設でつくられました鮎の天日干し、酒蒸し、オリーブ漬け、有馬煮などのセットにした天然鮎づくしセット、ラズベリーアイス・ロールケーキなどを返礼品として取り扱っております。その他の商品といたしましては、山ブドウ酒、山ブドウビネガージュース、やまがた地鶏セット、一分づきつや姫玄米パック御飯、マッシュカレー、マッシュハヤシ、ラズベリー梅酒を取り扱っております。

**6番** それでは、二、三、再質問をさせていただきます。

まず初めに、雇用創出プランの関係でございますが、私の今回の質問につきましては、先日行われました県議会の先生方の地域議員協議会の資料を参考にしておりますが、その資料にもありました、今の町長の答弁にもありましたが、最上地域雇用創造推進協議会がございます。この資料を見ますと、この協議会に舟形町も構成メンバーということで入っておりますが、具体的にこの協議会に町としてどなたが出席をされまして、これまでどのような話し合いをされているのかをお伺いします。

**町長** 年度初めに、この総会と申しましょうか、事業計画と決算関係がありますので、そのときは私が出席しております。その中で、年度の中で事業を実施する場合については、それぞれの担当課長が出席をしながら、その事業の計画なり、あるいは他町村との連携を深めながらのお話し合いをしておるわけでありまして。

詳しいことについては、産業振興課長からお願いします。

**産業振興課長** それでは、私のほうからもう少し詳しくお伝えしたいと思います。

今言われたように、総会等のものについてはそれぞれの市町村長という方々が集まりながら行うわけですが、具体的なこの協議会で設定していくメニュー全てについては、担当者と担当部署で話し合いをしながら進めているということになります。予算のほうも限られておりますので、市町村2つから3つぐらいのメニューの中で実施するというところで、考えながら進めている内容になっております。

**6番** そうしますと、総体的には各8市町村の首長さんがお世話になって、その後、担当者、課長さんですか、産業振興課の担当者の方が出席されておるんですか。先ほどメニューが云々とありましたが、その中でどういうメニューを話し合ったのか、その効果というあたりをお伺いします。

**町長** 産業振興課長から答弁させますけれども、基本的には、この最上地域雇用創造推進協議会の6年前のありようでありますけれども、これは各市町村で申請してもいいんです。ただし、今のご質問のとおり、最上地域というものは雇用が非常に苦しい、あるいは減少率が非常にあるということで、6年前にこの協議会を始めるときには、山形県と最上8市町村全部でや



りましょうという協議体をつくって発足したということが1つの契機でありますので、そのことを踏まえながら、産業振興課長からお願いします。

**産業振興課長** 各市町村でのメニューについては、やはりそれぞれの地域の特性ということがありますので、その特性を生かした中のメニューという形になっています。ご質問にありますように、舟形町のほうでは、先ほど町長が申しあげました特に農産物関係の販路というものの拡大等についてやっていこうということで、メニューとしてあげているという形になります。最上郡内8市町村については、それぞれ農林水産業という部分についてのメニューと、それから、商工等の発展というメニューの2つに大きく分けまして行っているということになります。ある市町村にあってはやはり木材であったりという形で、あるところは水産業であったりという形の中で、それぞれ進めているという形になります。

6年間で全体で、先ほどの答弁書にもありますが、567人の雇用になったということになっております。ちなみに、舟形町のほうではこの6年間で38名という雇用が生まれているということで、これは就職と創業という形の2つに分けられますが、38名のうちの28名が就職、その他について創業という形で進められてきたという違いがあります。

**6番** 567名で、舟形が38名という話でございますが、私が聞きたいのはこの協議会の中でどんな形で進めているのかということを知りたいのであって、先ほど町長がおっしゃったように、この事業は厚生労働省の委託事業ですから、町でやろうが8市町村でやろうが勝手だと思いますけれども、せっかくこの協議会をつくっているわけですから、その協議会でさまざまなメニューがあるそれが市町村バラバラなのか、協議会一本で何か一緒にやってみようというやり方なのか、そこをお伺いします。

**町長** 産業振興課長からお願いします。

**産業振興課長** 今の件については、各市町村が独自でやるということを考えていますが、関連するものについてはそれぞれの市町村が協力し合ってやるということで、基本的には8市町村が連携してやるというようなことになります。そのメニューの1つの中に、2つの市町村、3つの市町村があっても、その事業をやっていくというふうな形の捉え方で事業を進めている内容になります。

**6番** その話の進め方が私はよく理解できないのですけれども、この件については雇用ですから、本町、最上地域にとっては最も重要な課題だと思っております。ちょっと今の課長の説明を私は理解できないのですけれども、今後ともその協議会に参加をしまして、町にとって有意義な話し合い、メンバーの1人して意見をさまざま言ってどんどんとよいものにつくり上げていただきたいと思っております。

今、課長の話の中で38名の話がございましたけれども、そのほかに答弁書の中でありましたCSAを昨年度は実践型のメニューとして取り組んだということでございますが、このCS

Aにかかわって具体的に何名の雇用が生まれたのかをお伺いします。

**町長** 沼沢課長からお願いします。

**産業振興課長** この雇用というものについては、協議会から派遣された去年まで太田という者がいまして、その太田君を中心とした雇用創出という形になっております。舟形町のほうでは昨年は1名、その太田君のやつが雇用という形で数えられているということになります。

そのC S Aですが、消費者と生産者を結びつける仕組みづくりということで書かせていただきましたが、町長から答弁がありました。あくまでも消費者のほうに生産者側の立場も理解していただく、生産者のほうについては、消費者の持っているそれぞれの希望なりそれぞれのものについて理解しながら生産していくというふうな仕組みづくりをやっていこうということで、昨年度いろいろな形でやらせていただいて、1つはお米関係のオーナー制度が成立したということになります。

**6番** この雇用創出、雇用が何人だったという方面から見れば、昨年度行った米のオーナー制度なり、向こうに行ってさまざまなものを販売するなりの仕事をやるための雇用というのは、1人しかいなかったということなんですか。

**町長** 課長からです。

**産業振興課長** これを進める上での雇用という意味では1人になります。

先ほど言いましたように、これからそのオーナー制度がもっと拡大していくというふうになれば、そこに雇用が生まれるということで考えながら、今回の太田君がやった基盤をもとに、これからの雇用を創出していきたいというふうな考え方で、昨年はメニューとして行ったという形であります。

**6番** もう少し突っ込んで申しわけありません。オーナー制度がふえると、どういう人材が必要なのわけですか。どういう雇用が生まれるわけですか。

**町長** 沼沢産業振興課長から。

**産業振興課長** 米のオーナー制度が成立すれば、当然お米を提供する側、それからそれには送ったり保管をしたりという形で、そこに誰かが全てまとめて取り扱ってくれる方がいないとできなくなるのではないかとということがあって、そこに雇用が生まれるだろうと。相手側にとっても、契約するにしても1反歩当たり18万円という形で契約するものですから、1人ではどうしても買い切れないという部分もありますので、何人かまとまってやるわけです。すると、何人かに送るということになりますと、それだけでもかなりのリスクがかかるというふうなこともありますので、1カ所に送って、それを配達するなりお届けするなりという形のものができれば、そこにも雇用が生まれるだろうというふうなことで、事務的な部分と、それから、そこを管理するという部分の中で雇用が生まれるのではないかとというふうな形で、C S Aは考えているところです。

6番 ここに雇用が生まれるのではないかとではなくて、こういうことをすることによって雇用が必要だと、そういうふうな持っていき方をしなければ、必要なんじゃないかということであれば、要らないかもしれません。生産者が独自に梱包して送れば、何も新しい雇用は生まれないわけですから、その生産者が向こうに米を送ったりするその仕組みを何か考えて、そこに雇用をつくらなければ、生産者が自分でやれば何も新しいものは生まれないわけですから、生まれるのではないかとではなくて、この協議会の中なり担当課の中でそういう仕組みづくりをきちんと考えていかなければ、新しい雇用なんて生まれないと思いますけれども、どうでしょうか。

町長 今、斎藤議員の言うとおりであらうと思います。今のC S Aの取り組みを、これからもお米制度をつないでいくわけでありましてけれども、販売するというものと消費者のニーズを捉えての事業が、このC S Aの今までの取り組みであったように思いますので、今ご指摘のようないわゆる雇用を目的とするという大前提の中での取り組みとは大分離れているのではないかなと思いますので、例えば今ふるさと納税の質問もありましたが、米関係が非常に人気が高いということで、今、大場商店のほうに大部分をお願いしておりますけれども、その中でこの販路が米の要望がありますので、多分大場さんのほうでも人をふやして雇用の創出を図っているのかなと思いますので、ぜひこのC S Aのオーナー制度というものも、今の大場さんのような仕組みを取り入れるような目的を持って進めてまいりたいと思います。以上です。

6番 そういう目的を持った仕組みづくりをしながら雇用を考えていくということで、それを受けて、この資料にもありますけれども、この創造事業で3カ年で157人を創出するという目標がございますが、この157人のうち舟形では何人ぐらいを目標にしているのですか。

町長 沼沢課長からお願いします。

産業振興課長 舟形町のほうでという話だと思いますので、それについては、最上地域全体での数字ということで捉えております。舟形のほうで何人ということではなくて、全体で8名を創出したいということで、このメニューでは取り組んでいこうということで考えている内容になります。

6番 今言った8名というのは、先ほど私が言った157名のうち、舟形では8名ということなんですか。（「最上で」の声あり）最上地域。この資料にある3カ年で157名という中での舟形町の目標を聞いているんです。

町長 沼沢課長、いいか。お願いします。

産業振興課長 舟形町では、最低でもということでは2人か3人ということは想定はしているんですが、このメニューでの取り組みが全体で8名ということにしていて、積み上がった合計が170というふうな数字だと思いますので、町では二、三名ということで想定をして、このメ

ニューに取り組んでいきたいと考えております。

**6番** 時間もなくなってきたので、もう一点、以前にこの農産物の販売員について、地域おこし協力隊で募集をしているんだという話がございましたが、その件は以後どうなりましたか。

**町長** 地域おこし協力隊、沼澤課長から答弁させます。

**まちづくり課長** 募集しております。現在、町長含め、産業振興課のほうとも関係するものですから、現在、面接を行って、詳細についていろんな条件がありますので、交渉中というふうな状況であります。1名おります。

**6番** そうするとまだ決定していないということで、面接というのは大分前に聞いたような気がするんですが、余り進んでいないという話なんでしょうけれども、私が思うには、ネットなりに協力隊による農産物の販売員を募集するのは無理があるんじゃないかなと思っております。やはりこれだけ町職員に優秀な方がいるわけですから、この中から先ほど沼澤課長からあったさまざまなメニュー、さまざまな研修、セミナーを受講させて、人材育成をしていって、そういう強力な人員をつくり上げていくといったほうが、私はよろしいかと思うんですが、そのあたり町長はどうでしょうか。

**町長** 今、斎藤議員のお話のことも含めながら、担当課長とも十分に前向きに検討したいと思えます。

**6番** それでは、先ほど申しあげました協議会には毎年4万円の負担金も収めているわけですので、できるだけ成果がある話し合いをしていただいて、町民に見えるようなその協議会の結果、成果、効果を示していただきたいと思えます。

質問を変えたいと思えます。

ふるさと納税の関係でございますが、米のパッケージの提案をさまざまさせていただきましたが、発送元の大場さんのところでは、大変皆さんでアイデアを出し合いまして独自のパッケージを作成して、舟形町をPRしていただいているようでございますが、米の発送の際に、舟形のチラシなりパンフレットを全然一緒に入れていないという話を大場さんの方から聞いてきました。せっかく米を送るんですから、そのほかの舟形のさまざまなチラシがありますよね、パンフレット、あれも一緒に送ればもっとPRになるのではないかなと思えますが、そのあたりの送らない送るについての町とまちづくり公社との話し合いとかはなっていないんですか。

**町長** 詳しいことについては課長から。

**まちづくり課長** お礼の文章とパンフレットは入れるようにしておりますが、町の観光パンフレットまで入れているかどうかは確認しておりませんでしたので、今後、そういったPRも含めて送りたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**6番** 今年度4億円も見込んでいますので、できるだけそういう町のPRもあわ

せてやれば、もっともっとふえていくのではないかなと思うところがございますので、その当たり、公社と定期的な打ち合わせをすとか検討会をすとかでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと時間がなくなりましたけれども、この返礼品は各自治体でさまざま考へてございませうが、米の新品種「山形95号」を活用して舟形町の米として売出すという考へは、町長、ございませうか。

**町長** 新しい米でありますので、米が67%ということでありませうので、はえぬきがトップでありますけれども、つや姫と、もし新たな品種ということになれば、そういうメニューもあるのかなと思ひますので、これから内部で検討してみたいと思ひます。

**6番** 町長もご存じかと思ひますけれども、隣の尾花沢市でその「95号」を活用して、市民から名前を公募して「雪きらり」という名前で売出すそうでございます。そういうことも参考にされてどんどん活用すればもっと財源が、自主財源の少ない本町でございませうので、活用すべきではないかなと。

あわせまして、この「95号」の話でございますが、この話は町の職員の方から私は伺った話でございます。職員の方々もさまざまいいアイデアを持っておりますので、意見なりを吸い上げてどんどん活用すればなと思ひているところでございませう。

時間がなくなりましたので、もう一点だけでございますが、さまざま提案申し上げました。先ほどちょっともらってきたので、町長、見たことはありますか。これは大場さんの袋です。大変立派なすごいものだと思ひます。私は普通のはえぬきの袋かなと思ひて行ったら、これを使っているということで、これは全部舟形のことが書いてあるんですよ。ですから、これをもう少し活用していただいて、「ふながたの米」とか何かもっとできないかなと。それは一部づきのパックなんですよ。そのパックも、先ほど答弁にありましたが、六次産業云々でありましたが、それは舟形でつくっているのではなくて、宮城県でつくっているんですよ。それも加工場でつくれないかなと。そのあたりも検討してみてもどうかと思ひているところでございませう。

時間がなくなりましたけれども、1点だけ町長にお伺ひします。

さまざまふるさと納税の話をしましたけれども、提案もしましたけれども、この制度がずっと永遠と続くものなんでしょうね。何かしゃべっている間に私もだんだん不安になってきて、いつか終わってしまうんじゃないかなという不安もちょっとあるんですが、このあたりの町長のお考へはどうでしょうか。

**町長** ありがとうございます。これは最初に発足したのは、今の菅官房長官が総務相のときに提案してこの事業が展開されたわけでありませう。当初、うちのほうも少なかつたわけでありませうけれども、今はこのようにして8月現在でも2億を突破しておりますので、今年度は4億

円と。先ほど斎藤議員が言ったとおり、非常に財源が苦しい中でありますけれども、4億円というものが入れれば非常に歳入面でも確保できますし、それから、いろいろな子育て支援の事業にも使えるという大きなメリットがあるだろうと思います。なるべくというよりも絶対になくならないように、町村会でも山形県全体でもこれからも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**6番** 町長から力強い意見を聞きましたので、安心しました。

まだ1分ありますので、1点だけ、教育長、済みません。1点だけ。

うちのほうに小野寺さんという優秀な方がおります。さまざまなデザイン、先ほどの一部づきのデザインも考えております。ああいうデザインを、保育所なり小学校、中学校の生徒方に、こういうものがあるのでデザインを考えてみてはどうでしょうかというふうな取り組みもよろしいのではないかなと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

**町長** 教育長さんからもいいですけれども、そういう東北芸工大の優秀な方ですので、米だけではなくて、舟形町全般の小学校なり子供たちのためにもお願いしながらいいアイデアを探るような、これからも教育委員会と話し合ってみたいと思います。

**教育長** 教育委員会のほうでもお願いしておまして、今度の里帰り展とか、それから、パンフレットとかに彼女のアイデアを取り入れてやっておりますので、今の件も含めてこれからも積極的にお願いしたいと思います。

**6番** どうもありがとうございました。それでは、そういう形でどんどんと自主財源がふえるような取り組みをよろしく願いして、私の質問を終わります。

**議長** 以上をもって、6番斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時31分 再開

**議長** 会議を再開します。

引き続き一般質問をお受けします。

**3番** 私からは、「堀内交流センター跡地利用を問う」と題しまして、初めて質問させていただきます。

平成28年度に社会福祉法人陵風会が特別養護老人ホームを整備する計画であるため、7月16日の臨時会において、堀内交流センターの解体が承認されました。

人口減少、少子化で福祉施設の就労者も年々少なくなり、看護師はもとより、介護福祉士も不足し、各施設では確保に大変苦慮しております。新庄市内の施設でも、職員が確保できず、開所が4カ月ほどおくれ、ようやく入所定員の半分で開所していると聞いております。

地域活性化施策として雇用の創出と待機者の解消が開所の目的と思いますが、聞くところによりますと、現在、舟和会の待機者は、「えんじゅ荘」と「ほなみ」合わせて申込者は90名程度、うち入所要件該当者（介護度3以上）は半数の40名程度であると伺っております。

ことし4月より、介護報酬の引き下げで2.27%減額され、1事業所当たり平均1,500万円減収の見通しと言われております。このような状況から、施設間で利用者、そして介護職員の争奪戦とならないのか。また、互いに経営が立ち行かなくなり共倒れにならないのか。経営努力だけでは非常に厳しいものがあると思いますが、見通しについて町の考えを質問いたします。

また、建設の概要について、堀内地区への説明はなされているのか、お伺いいたします。

平成22年4月「ほなみ」の特養開設に当たって、町は舟和会に開所をお願いした経緯があると聞いておりますが、舟和会と事前調整はなされているのか、お伺いいたします。

**町長** それでは、3番石山議員の「堀内交流センターの跡地利用を問う」のご質問にお答えいたします。

先般の臨時会におきまして、旧堀内小学校跡地に特別養護老人ホームを整備することから、既存の施設解体に伴いまして、堀内交流センターの設置等に関する条例を承認いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

初めに、堀内地区に新たな特別養護老人ホームが整備されることとなった件については、これまで私が取り組んでまいりました「ふるさと特養整備」を踏まえて、徳洲会グループである社会福祉法人陵風会が事業主体となった経過があります。

さて、石山議員が懸念されている要介護者の状況あるいは施設入所待機者についてであります。

施設整備に当たっては、老人福祉法第15条第6項の規定から、圏域における需要見込み（入所要員）を勘案しながら、なおかつ介護保険事業計画に登載する必要がありまして、山形県では4つの地域圏域を設定しております。舟形町のこのたびの特養施設整備計画では、最上圏域を入所対象と見込んでおります。

介護認定者の状況といたしましては、平成27年度6月時点で介護度3以上の方が最上地域全体で2,097人、うち舟形町が169名となっております。これが、団塊の世代が75歳となる37年度には2,454人、舟形町では210人と推計しておりまして、40人の増加を見込んでおります。

特に、特養への入所申し込み状況であります。最上地域全体では587人、うち介護度3以上が382人となっております。町内の特養施設である「えんじゅ荘」と「ほなみ」への入所申し込みについては、石山議員が申されたとおりの状況であります。

ふるさと特養についてであります。都民専用の施設整備は、法令に抵触するとした法的規制があります。その規制緩和を図るため、平成22年9月からこれまで国家戦略特区あるいは構

造改革特区など、5回にわたり提案をしまいいりました。

しかしながら、都市部から地方へ入所を引き受ける規制緩和については、法制度の所管である厚生労働省認可が非常に難しく、また、時間も要することもあり、今回の特養整備については、都市部からの入所を前提にしたものではなく、今後の最上地域の入所待機者見込み状況から介護施設給付サービス需要を勘案し、山形県の施設整備事業に準拠した社会福祉法人陵風会による特別養護老人ホーム整備計画となっております。

さらには、新たに整備される特養と既存の舟和会運営の2つの特養施設で利用者や介護職員の取り合いにならないのか、また双方の法人経営状況に対しての心配でもあろうかと存じます。

まずは、介護職員に関してであります。新庄市の社会福祉法人かつろく会が運営する特別養護老人ホーム「みどりの大地」については、27年度4月開所の見込みでありましたが、介護職員の確保ばかりではなく、資財高騰による入札不調、入札決定後の建築資材の確保に加え、宮城・岩手県などの災害復旧工事に人手がとられまして、職人の確保が困難となったため、工事完了がおくれ、7月27日の開所となったようであります。

実際には、入所申し込み者は70名以上おったようであります。入所予定者に見合う介護職員が集まらなかったことから、定員80名に対し40名入所でスタートされたと聞いております。

また、施設経営については、4月からの介護制度改革により介護報酬が引き下げられたため、施設運営の面で相当に厳しい実態となっていることであろうと推察しております。介護職員処遇改善加算のための改正と言っているものの、条件もあつてなかなか加算に見合う改善はできず、介護サービスの低下にならないか危惧している状況であります。

介護職員不足の根幹には介護職員の低賃金等の処遇の現状があらうというふうに思います。何とかこの処遇改善のために国への働きかけができないものか、山形県全体で検討すべきと考えているところであります。

次の地元堀内地区に特養整備の概要について説明をしているかとの質問であります。ふるさと特養整備を進めている中、平成25年度から各町内会を回ってのまちづくり意見交換会等を開催しておりましたが、その際に、議題としてではありませんが、ご報告を申し上げます。

町においては、当地区にふるさと特養整備計画で入所定員100名規模の整備を予定しておりましたが、先ごろ、社会福祉法人陵風会との施設整備事業調整によりまして、まずは50人定員規模の広域型（山形県内地域を対象とした）施設整備事業に協力していただくことに決定になりました。

したがいまして、平成28年度施設整備に向けた県の施設整備補助金申請にかかわるヒアリング準備を進めております。近く、施設事業の基本計画、配置図、平面図等の素案もできてく



るものと思われま。まもなく地区の皆様にも事業の概要について説明を申し上げられると思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、舟和会との事前調整についてであります。

地域密着型老人介護福祉施設「ほなみ」の施設整備事業主体は、社会福祉法人舟和会でありましたが、このたびの特別養護老人ホームの施設整備については、社会福祉法人陵風会という異なる法人が町に新たな施設整備、運営の事業参入がなされることで、舟和会では同業者として危惧される点は大いにあろうかと思ひます。

新規に特養老人ホーム施設整備事業が実施されることについて、介護担当レベルでは、舟和会関係施設会議の折々に状況報告はなされていると思ひますが、正直なところ、事前調整までには至っていないと心得ております。今後、機会を捉えてお話をさせていただきたいと考えております。

**3番** ただいまの答弁の中で、介護認定者の状況としまして介護度3以上の方が舟形町で169名ということですが、町内施設への申し込み状況としては40名程度であると認識しております。169名というのは、現在入所されている方も含めての数ということでしょうか。

**町長** 詳細は矢作課長からお願ひします。

**税務福祉課長** ただいまのご質問の介護認定者の介護度3以上の169名、その中で入所の申し込みがあるのが今40名ほどということで、その差し引きした数字につきましては、今在宅もしくは入院している方の内容となっております。

**3番** そうすると、申し込みをなさっている方が40名程度で、あと129名というのは入所されている方ではなくて、在宅で介護をなされているか、またはよその施設に入っておられる方ということでしょうか。

**町長** この特養の待機者、入所の申し込みというのは、病院に入っている方あるいは老人保健施設、いわゆる徳洲苑も含みます。そして、もちろん在宅も含みますので、特別養護老人ホームは最終的な施設の入所の形態であるという前提で、病院の入院者も在宅の方も、あるいは老人保健施設に入っている方もその中に入るといふふうに思っておりますので、間違いがあれば課長からお願ひします。

**税務福祉課長** ただいま申し上げたとおりでございますが、今、入院ということを言いましたけれども、そのほかに、今現在介護度3以上につきましては、「ほなみ」であったり「えんじゅ荘」、または町外の施設、また有料ホームというふうなところに入所をしながら待機待ちをしているというところについてもカウントしております。

**3番** そうしますと、最上地域全体で2,097名というふうにただいま数字がありましたけれども、最上地域全体で何名ぐらいが現在入所されているのか、もし把握されていれば結構ですけ

れども、お伺いいたします。

**町長** 詳細は矢作課長からお答えします。

**税務福祉課長** まことに申しわけありませんけれども、最上郡全体の入所というところまではちよつと資料を持ち合わせていないものですから、お答えできかねますので、よろしくお願ひいたします。

**3番** 施設を整備しますと、当然入所者がふえるわけです。そうした場合、介護保険料の上昇、高くなるというふうなことが予想されますが、見通しはどうか、お伺いします。

**町長** 27年4月1日からの賃金が……矢作課長、ちよつと。

**税務福祉課長** 26年度の基準金額が真ん中ベースで介護度段階の5の辺で5,000円。それを27年度に1,000円上げまして6,000円というふうなことであります。

**町長** 今言ったとおり6,000円なんですけれども、6,000円というものもこれから整備する施設整備の利用者の分もカウントしております。

**3番** 舟形町の施設の場合ですが、入所なされている方で大体年間20名前後の方が、高齢またはその他の病気でお亡くなりになっているというふうなことも伺っておりますけれども、このままの状態で40名程度であるとするならば、2年程度で待機者の解消ということもあるのかなというふうに言われているようですけれども、その辺はどのような見通しでしょうか。

**町長** 詳細は課長から申し上げて、一般論として申し上げますと、団塊の世代のこともありますがけれども、年々歳々、この介護を要する方もふえているということも言えるのではないかなと思います。もちろん亡くなる方もおりますし、新たに介護を要する方も増加してくるという比率の問題でありますけれども、一般論とすれば、亡くなる方もおりますけれども、まさにふえてくる要素もあるということも言えるのではないかなと。もしも詳細なデータがあれば、矢作課長から。

**税務福祉課長** このたびの6期の介護保険事業計画の中では、先ほど言われましたとおり、これから27年、28年、29年の3カ年の需要を見込んで計画しておりますけれども、このたびの質問にありました新しくできる施設入所分についても見込んでおります。圏域ということでございますので、舟形ばかりではない需要を見込まなければならないということから、舟形分につきましては40人、そして、管内の市町村からは10人ということに見込んでおりまして、ただ介護度3以上につきましては、37年ごろには今よりも2,450人ぐらいにふえるわけですので、その中でもっともっと需要は出てくるものというふう判断しての数値を計画のほうに入れておりました。

**3番** ただいまの町長の答弁の中で、「介護サービスの低下にならないか、危惧している状態である」というふうなご答弁がございました。私も、介護職員の不足によってサービスの低下というふうになれば、最もしわ寄せが来るのが入所している方、そしてまた、その家族であ

ろうというふうを考えているところです。こういうふうな中で、処遇改善のために国への働きかけを県全体で検討していただくということを考えておられるようでございますので、ぜひとも早急に検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

**議長** 以上をもって、3番石山和春君の一般質問を終結いたします。

**1番** 私からは、「住みよいまちづくりの施策を問う」ということで第1点目の質問をさせていただきます。

6月定例会では、私の4つのテーマでありますうちの1つ、「地域が元気なまちづくり」について質問しました。今定例会では、2つ目の「安心して暮らせる住みよいまちづくり」について、そして、ほか1点について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

第6次舟形町総合発展計画の基本計画にある「安心して暮らせる住みよいまちづくり」は、定住促進から道路・交通網整備、情報通信網整備、保健・医療の充実、克雪・利雪のまちづくり、消防・防災体制の確立、防犯・交通安全対策、環境保全、生活環境の整備と、広範囲にわたり策定されております。

防犯に関しましては、今年度内に集落内防犯等のLED化を完了するという計画を伺っておりますので、夜間に明かりが見えることは住民にとりましては非常に安心感を持っていただけるのではないかなというふうに思っております。

さて、豪雪地帯の当町ですが、町道の除雪に関しては他市町村と比較しても大変良好だというふうな声が、多く聞かれております。今後、ますます高齢化が進む中で、町道以外の道路、例えば町道規格にない生活道路のような狭い道路除雪は、小型ロータリー車を有効に使用した除雪をし、町民の足を確保することで住みよいまちづくりにも大いに寄与すると思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、「交流人口拡大の課題を問う」ということで質問させていただきます。

「交流人口の拡大によるまちづくりでは、観光産業を柱にした施策に取り組んでいきます」とあります。都市部にはない舟形町の自然環境や文化、さらに、地域性、人間性を生かした体験活動ができます。多様化するニーズに応えられるような体験メニューを公開しながら、多くの観光客や交流客の誘致を図り、特に青少年の自然体験学習受け入れや交流事業を促進していくという施策であります。しかし、少子高齢化で人口減少が進む中、受け入れ先の確保に窮しているという話も耳にします。観光客に対応できる人材の確保等、多くの課題が考えられますが、町長の考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、1番伊藤欽一議員の「住みよいまちづくりの施策」の質問についてお答えします。

具体的には、町道以外の道路について、今後さらに高齢化が進み、自分で除雪ができなくなる町道以外の狭い道路も除雪対象道路としてはどうかとの質問と思っております。

初めに、町が実施する除排雪業務の基本、冬期間における生活基盤の確保、地域の産業・経済活動を守るため、その中枢である主要幹線道路の積雪による交通障害を解消し、安心・安全で快適な住民生活の確保を目的としております。

その他の道路については、一定の基準を設けて除雪対象道路を決めております。しかしながら、町が道路除雪を始めてから今まで、基準の変更等、町内会等の要望を検討しながら、除雪実施を決めてきた経過があります。その間、除雪を実施している箇所とその基準にそぐわないところもあり、新たな基準のもと、急にやめることもできず、継続して実施している場所もあり、矛盾していることも否めないと思います。

町では、昨年度、降雪を迎える前に、旧小学校区ごとに除雪体制について説明会を行っております。そして、協議をしてご理解をいただいているところであります。

町道以外で除排雪に不自由を来している個人あるいは町内会を対象にした「地域支え合い除雪事業」「高齢者等の除雪サービス」「生活路線除雪燃料支給サービス」「山形県広域除雪ボランティアサービス」「宅配・出張サービス事業」、そして「除排雪資機材整備事業」などで、地域での除排雪を支援しております。

今後、町道以外の道路で、住民が自力で除排雪できなくなり交通確保が難しくなる前に、地域の中で共助の体制や地域における町道路線のあり方を今から話し合いを持つことも、大切な要素ではないかと思えます。

確かに、1番議員がおっしゃるとおり対応できればよいのでありますが、現在、町道除雪を行う小型ロータリー除雪車の台数は1台で、全町の幅員5メートル以下の町道路線を除雪しております。

町の施策としては、舟形町生涯学習センター、舟形町役場、舟形町農村環境改善センターにそれぞれハンドガイドの除雪機を配備し、大平地区にはトランマルを配備して、体制整備を行っております。各町内会とも協議を重ねながら、共助の体制をさらに充実していけるような支援に、今後とも力を入れていきたいと考えております。

続きまして、「交流人口拡大の課題を問う」についてのご質問にお答えします。

舟形町総合発展計画の中にありますように、観光産業を柱に交流人口の拡大を進めることとしております。ご存じのとおり、歴史漂う猿羽根山地蔵尊、自然豊かで美しい景観の猿羽根山公園、清流で太公望が集う最上小国川、美肌の湯と山形県眺望景観資産に指定された若あゆ温泉、県民ゴルフ場などがありますが、最も誇れるものとして「縄文の女神」があります。いずれも自然と歴史が調和した数多くの観光施設、資源を有する町であるというふうに思っているところであります。

まず、交流人口拡大の基礎となる誘客活動であります。観光情報のネット配信、パンフレットによるPR活動、農産物の販売などによる宣伝活動を行っておりますが、今年度は、民間

により府中市伊勢丹での「山形フェア」、大宮駅構内での「山形産直フェア」への参加も始まりまして、従来の世田谷区民まつりや港区商店会と地方都市との交流物産展への参加も含め、今8事業を行っております。その他としては、東麻布かかしまつり、東麻布夏まつり、世田谷区梅ヶ丘駅前での梅・夢フェスタ、麻布地区の食育フォーラムなどがあります。

さて、一方であります。受け入れ事業であります。港区麻布からのサマースクールの受け入れ（27年度実績37名）、白金の丘学園のサマースクール受け入れ（27年度実績65名）、五橋中学校の修学旅行の受け入れ（27年度実績222名、77戸）などを行っております。いずれもたくさんの住民の皆さんのお力をお借りしながらの事業であります。

その受け入れの母体が、舟形町都市交流実行委員会であります。そのほかにも「ブナの実21」「長沢遊々塾」も、ふながた体験観光としての鮎のつかみどり、木工クラフト、陶芸などの体験メニューを提供しながら、交流人口の拡大に今取り組んでおります。

昨年度の山形県の観光者数調べのデータによりますと、昨年度は舟形町に約24万人の観光客が訪れております。議員指摘のとおり、受け入れ側である町の状況を見た場合、人材の確保あるいは育成の問題は否めないところがあります。

鮎釣り体験教室では漁協の皆さん、田植え体験では認定農業者の方々などのご協力をいただいております。そのほかにも舟形町観光ボランティア団体がありますが、今後を展望したとき、観光客に対応できる人材バンクの確保、受け入れ組織の整備は必要となっております。

現在、担当課のほうで、町の観光協会での人材育成も含めた受け入れ体制の整備、町振興公社での受け入れの検討、新たな受け入れボランティア組織の育成推進、あるいはNPO法人の設立などの検討を行っておりますが、さらに、人材バンクの設立なども展望しながら、舟形町観光協会あるいは舟形町観光審議会の中で議論していただきまして、対応してまいりたいと考えております。

**1番** 町道以外での除排雪に不自由を来している方々には、地域支え合い事業等とさまざまな支援事業があり、町民は皆さんたくさん有効に利用していることとは思われます。また、共助の体制や地域のあり方について話し合いを持つというふうなこと、確かに大切であります。

しかし、若者が少なくなり、高齢者世帯が非常に増加している中で、老人のひとり暮らし、また二人暮らしが多くなっている中、老老介護による介護疲れによる無理心中や殺人、孤独死等々、痛ましい事件も数多く聞かれている時代でございます。当町では聞かれないようではありますけれども、これからもそういった事件がないとは言い切れなと思います。

冬期間の除雪確保が不備な箇所、例えば火災が発生した場合、初期消火のおくれ、そして、人命救助のおくれ、また、急病やけが等で救急車を要請したけれども、道路が狭い場合除雪ができなくて救急車が入っていけないなど、雪が障害になり対応がおくれてしまうのではと懸念される箇所も数多くあると思います。

確かに、時間と予算はかかると思いますけれども、今後道路整備の促進と、現在小型ロータリー車が1台しかないということでもありますけれども、小型ロータリー車を増設してきめ細やかな除雪体制を確立していくことが、町民にとっても安心して暮らせる住みよいまちづくりにつながると思います。町長の考えはいかがでしょうか。

**町長** 今、伊藤議員も申されましたが、今現在、答弁でも申したとおり、これは地域支え合い除雪事業をはじめ、いろんなプランでの対応を図っております。これは先ほど5番議員にも申し上げましたけれども、互助・共助・公助という今の助け合いの精神を分かち合いながら、お互いに支え合いながら、そしてお互いに助け合いながら「やりましょう」ということであります。

ただ、今のように人口減少というものが、あと5年あるいは10年ということを見据えた場合に、どうしても限界集落あるいは集落もなくなってしまう、あるいは高齢化率も50%を超えるという集落も出てくるわけでありまして。そういうことに対処するために、先ほども5番議員にも申し上げましたけれども、やはり支える事業だけではできない面もこれから出てくるわけでありまして、当然舟形町にずっと住んでもらうためには、まず雇用の問題もありますし、豊かな住居というものもあります。ただ雪であれば雪、雪の克服というのはやはり最大の課題であろうと。今の除雪体制も昔よりも大分よくなりましたけれども、今の住んでいる住民の皆さんは、より豊かな雪対策、環境づくりというものを求めていることも事実でありますので、今の支え合い事業をしながらも、今質問があったとおり、まず1つは流雪溝の整備でありますと同時に、もう一つは、今の1台の小型ロータリー車でもありますけれども、この増設も含めながらこれからも内部で検討しながら、あるいは町内会長さんともお話し合いを持ちながら、それに対応していかなければならない時代であろうというふうに思っています。

**1番** 今後、小型ロータリー車の増設も考えていかなければというふうな前向きな答弁でございますので、大変町民にとりましてありがたいなというふうに思っております。

ただ、ロータリー車をふやすとともに、その町道以外の狭いところ、ロータリー車を入れるにはそれなりの道路をつくらなければならないと思います。町道の規格、幅員5メートル以上、延長幾ら等々町道の規格がございますけれども、先ほどの答弁の中にもありますけれども、以前にもいろいろと見直しをしてきたということもございます。やはり今後人口が少なくなり老人宅が多くなる。確かに玄関、うちの周りに関しては、共助、助け合い、支え合いのできるのかなとは思いますが、3軒4軒あっても道路が狭くて車が入れないとかというところも、今後調査しながら道路の整備等もやっていただきたいと思いますと思っております。

確かに町内会ごとに条件は違うと思いますけれども、今後降雪のあった時点で、ある程度の

こういうところはこの条件ではだめだから検討しなければならないとか、そういうふうなことも町内会長さんとか民生委員といった町内会の役員さんたちと、一度足を運んでいろんなところを見ていただいて、今後の課題として打ち出していただければ、よりよい道路整備にもなるのかなと思います。今後、町内会長さんはじめ、町内会との話し合いなど持っていただけるような考えはございますか。

**町長** 先ほど5番議員にもちょっと答弁したと思いますけれども、除雪前に町内会長会議、11月4日に開催する予定であります。

それから、今伊藤議員が申されましたけれども、この町道のあり方であります。一般論と申しましょうか、集落と集落を結ぶ道路の町道もあります。これはすぐできると申しましょうか、家並みもないものですから、用地買収もしながら進めていくと。あるいは公共道路として、これまでもそれぞれ国の補助金をもらいながらやってきた経緯があります。

問題は、この生活路線道路なんです。いわゆる住宅密集地域の道路をどのように整備するかと。これが一番の課題であろうというふうに思っております。そのためには、やはりその住む方々の理解がないとできないわけでありまして。当然用地買収もです。そうしますと、やはり線的に、ものがあるものですから、なかなか進まないというものが現況ではないかなというふうに思います。確かに狭い道路でありますので、小型ロータリー車でしなければならない現状でありますけれども、大きなハード事業からすれば、この生活路線の町道の見直しというものがこれからの大きな課題になっていくのではないかなと。この辺もすぐさまできる課題ではありませんので、先ほど1番議員が言ったとおり、地域住民との話し合いもしながら、何とかこの生活路線道路の町道の整備について、これからの大きな課題になっていくのではないかと。それが住みやすい舟形町になる根幹でもあらうと思っております。

**1番** ただいまご答弁がありましたように、やはり生活していく上で一番町民が心配なのは、確かに町道、県道、国道に関してはある程度の除雪体制はなっておりますけれども、住宅密集地のところが非常に町民にとっても心配の種かなというふうに思いますので、今後に期待をしたいと思っております。

続きまして、観光についてということで、先ほどの人口云々いろいろとありましたけれども、当町には数多くの観光施設、そして、最上小国川をはじめとした資源、「縄文の女神」が国宝に指定され、話題性は確かにあると思います。しかしながら、果たしてそれらが有効に利用されているのかというようなことで、ちょっと疑問に思っているところもあります。

猿羽根山地蔵尊、若あゆ温泉、最上小国川の鮎釣り、県民ゴルフ場、それぞれの施設は確かにいいものがありますけれども、それは点としてしか利用されていないような感じを受けます。それらを線で結ぶような利用方法を提案していかなければならないのではないかなと考えております。

例えば、当町で昼食をとりお土産を購入し、できれば宿泊までしていただき、一日満喫できるような観光コースの提案、体験コースの提案、いろいろ答弁の中にはございましたけれども、旅行代理店へ働きかけて団体客の誘致等々、そして、都市交流を利用した舟形町四季折々の観光誘致と、今後大変期待が持たれる部門ではあると思います。

また、1つの提案ではありますけれども、若あゆまつりも、イベント的には大変すばらしい舟形町の一大イベントであります。その近辺に例えば観光ヤナを設置するのも1つの観光PRにつながると思います。その辺を町長はどのようにお考えでございますか。

**町長** この観光にかかわるまちおこしということは、非常に大切な要点であります。人口も今減る中で、1人の人口が減れば交流人口日帰りで22人だそうであります。それから、宿泊で…いや、反対でした。日帰りで77人、宿泊で22人、定住人口が1人減れば、交流人口日帰り77人、さらに宿泊で22人の方が舟形町に入ってくれば、1人の減少を賄うことができると。これが観光学の哲学だそうであります。

そういうふうな面から、町の今の観光の取り組みは、確かに都市と農村との交流ということで、舟形町を売って、そして販路を拡大して、そして雇用を生み出すという取り組みで行っておりますけれども、反面、受け入れる側の、今1番議員が申したとおり、舟形町にもイベント型あるいは潜在型観光、3つの観光がありますけれども、今申したとおり、猿羽根山あるいは「縄文の女神」、小国川、若あゆ温泉、ブナの実、あと非常に歴史的にも文化的にも優位な観光名所がありますけれども、その点と点を結ぶようなルートの作成、これも前にも大分質問あったやに思いますけれども、これを町主体ではなくて、町ももちろん入りますけれども、今は町が振興公社あるいは観光協会に補助金あるいは指示をしながらやっているわけです。質問のとおり「人」なんです。人材育成、これをどうするかなんです。人材育成でやろうとする方がいれば、私はオープンな指示も出しながらやってみたいと思います。

観光業者との触れ合いというふうなものも、実は体験実習館のNPOの集まり、東北リサーチさんがありますけれども、昨年、一昨年でしたか、この東北リサーチさんが母体になりまして、「縄文の女神」あるいは長沢マッシュルームなどの観光ツアー巡りも企画したやに聞いております。したがって、あした皆さんに町の総合戦略の案をお示ししますけれども、その中にも載っておりますけれども、六次産業という取り組みではありますけれども、ぜひこの観光産業とこの方も含めたような協議会も設置しながら、何とか観光客の受け入れをするような方策を考える協議会などもつくってはいかがなものかと思えますし、今、提案ありますけれども、これは町外の方であります。舟形町にそういう観光あるいは産業でも結構あります。それらをやろうとするNPO法人舟形をつくってはどうかという提案もありますので、これもあしたのこの地方創生戦略の1つに載せております。これを核にして取り組んでいかなければならないかなというふうにも思っておりますので、よろしく願います。



1番 ありがとうございます。答弁の中で、担当課のほうで町観光協会等の人材育成も含めた受け入れ体制の整備云々とあります。この「NPO法人の設立などの検討を行っております」でございますが、ここはどこら辺まで今現在進んでいるのかなということをお伺いしたいと思います。

町長 正直言って全く進んでおりません。

1番 それは今後どういうふうな方向で進めていって、例えば平成何年度までにこういうことをやってという段階的な計画は今あるのでしょうか。

町長 その計画も今の段階ではないようであります。これをつくるということから出発したいと思います。

1番 この答弁の中でこういうふうにありますので、幾分進んでいるのかなと期待を持ったんですけども。舟形町に観光協会、観光審議会がございます。そこら辺の対応、関係と申しますか、どういうふうな話をやられているのか。それぞれの役割等をお知らせいただきたいと思います。

町長 詳細については沼沢課長からひとつ、観光協会と観光審議会について。

産業振興課長 それでは、私のほうから観光協会と観光審議会についてというお話がありましたので、お答えしたいと思います。

観光協会については、民間の個人のほうから出資をいただきましてまとまっている団体が観光協会で、観光協会の規約の中にもありますが、営利を目的としないというのが観光協会の1つの目的になります。観光協会の内容としましては、町の観光PR、それから町に来る受け入れ体制についての支援というものが、観光協会の主な役割かなということで考えております。

観光審議会については、町に必要な観光というものについての町長に対する諮問機関であるということで位置づけられておりますので、観光審議会の中でいろいろと、先ほど1番議員からもありました、町の観光施設、景観等について、それを最大に生かすための方策についての提案とかという形で答申していただいているものが観光審議会という形で考えております。

1番 町の観光協会というのは営利を目的としないということでございます。観光審議会は町長に対する諮問機関ということでございますけれども、私が先ほど申しましたけれども、例えば観光ヤナ的な云々ということで設置を今後考えていったらいかかという質問もさせていただきましたけれども、現在のところ白鷹町に関してはヤナのPR、鮎まつりもやっておりますけれども、イベント的には舟形が確かに白鷹よりも上かなというふうに、私も白鷹に行ってみてきましたけれども、そう思います。

そんなことで、舟形町も、いろいろと先ほども言いましたけれども、素晴らしいものがあり

ます。そこら辺を有効に利用して、どんどん打ち出していかなければならないのではないかと思います。そのようなことで、できれば今後観光ヤナ等も十分検討していく材料だとは思いますが、そこら辺を強く要望しまして、私の質問を終了したいと思います。

**議長** 答弁は要りませんか。

**1番** 一言、町長から最後をお願いします。

**町長** 1番議員の言うとおりでありますけれども、一般論と申しましょうか、大蔵村には肘折温泉があります。それから、最上町には赤倉、大堀、瀬見温泉。それぞれの温泉組合があるわけです。両町また守る会もそうでありますけれども、そういう姿を見ますと、温泉組合が中心となっているんな行事をやっているというのが、舟形町と違う面があるということになります。

したがって、町がいろんな発想をしながら計画もつくりましますけれども、これを誰がやるんだということだろうと思うんです。ですから、これからは、まず今既存の南部商工会さんもありますし、もう一つ、私が期待しているのは小国川漁協なんです。小国川漁協さんがひとつ事業主体になっていただいて、今のご質問のようなことをするのも、町発展・活性化の大きな礎になるのではないかなというふうに期待を申し上げたいと思います。以上です。

**議長** 以上をもって、1番伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午後1時より再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時28分 散会

平成27年9月10日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年舟形町議会第3回定例会第2日目

平成27年9月10日(木)

---

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八  欽  太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤  涉
総務課長	中山  進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長代理	加藤 嘉久
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	星川  基
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山  進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川  忍
--------	-------	-----	-------

---

議事日程

日程第 1	発議第 4号	船形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 2	議案第49号	平成27年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について
日程第 3	議案第50号	平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について
日程第 4	議案第51号	平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1

号) について

日程第 5 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
について

日程第 6 議案第 5 3 号 船形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 5 4 号 船形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 5 5 号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時02分 再開

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

---

**日程第1 発議第4号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

**議長** 日程第1 発議第4号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

**事務局** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決します。発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第2 議案第49号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第2号)について**

**議長** 日程第2 議案第49号 平成27年度舟形町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑に際しましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

最初に、歳入についての質疑を許可します。歳入、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を許可します。

**7番** 16、17ページの総務費の財産管理費の中の修繕料と工事請負費で450万円ほどの予算をとっておりますけれども、この工事請負費と修繕料を分けているという、この理由について質問いたします。

**総務課長** 修繕につきましては、壊れたものを即修繕しなければならないというふうなことで、

そういったものについては修繕料のほうに置いております。

今回の修繕料230万円につきましては、下水管、それから給水、そういったものを早急に直さなければならないというふうなこと、それから車のエンジン不良等によりまして、それを直さなければならない、そういった修繕料であります。工事については、エアコン等の交換等に要しますので、設計をつくって、発注して、入札をするというふうなことで、そういった区別をしております。

ちなみに、修繕料については物件費になりまして物件的なもの、それから工事請負費については普通建設事業というふうなことで建設事業に類するものというふうなことで、工事関係については15節のほうに置いているというふうなことになります。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 同じページでございます。2-1-19防犯灯整備事業補助金でございますが、260万補正になってございますが、6月時点での資料を見ますと、今年度、各町内会で補助金の申し込みが700万あったと。当初の予算で約半分ぐらい消化できるということで、残り二百五、六十万の分だと思えますけれども、これで全て今の時点で申請になっている分についてカバーできるんですか。

**総務課長** ことしの申請分、全てになります。

**6番** ことしというのは、ここに私、ある資料には約16町内会ございますが、そのほかにまだ事業をやっていない町内会もあると思えますけれども、今後來た場合は、また補正、補正で可能だということですか。前の話だと、28年に延ばさなくちゃいけないかもしれないという話あったんですけども、そのあたり、どんな対応を考えているんでしょうか。

**総務課長** 基本的には、この制度につきましては3年間の時限立法ですというふうなことで補助要綱をつくっておりますので、来年、再来年でもよろしいんですけれども、今回、町内会のほうについては500万というようなことで町内会長会議のときに説明をさせていただきました。先着順というふうなことでしたわけですけれども、それにちょっと先着の500万に入らなかったんですけれども、それについて電気料の関係、それから修繕料がかかるというふうなことで、どうしても今年度に補正ができればさせていただきたいというふうな町内会について、いろいろな事情があるものですから、それらについて今回補正財源も見出せたというふうなことで対応するものであります。

今後、そういった町内会がまた出てきた場合については、財源等を勘案しながら、対応できるものについてはなるべくそういった要望に応じていきたいというふうなことを考えておりますけれども、それはあくまでも財政的な裏づけがはっきりした段階で対応していきたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** ページ、16ページの2-1-6まちづくり推進費400万、除雪機購入費補助金ということでありますが、それと午前中の説明の中で、目的の中に冬期間における町内の安定した生活環境の維持、その次、町内の除雪機販売会社の利用促進を通じて町内の購買促進と経済の活性化というようなことを目的にしているということでもあります。その内容からすると、この10万円というふうな補助で買えば、自分の家のためだけの除雪に使って何ら差し支えないというような理解でよろしいのでしょうか。

**まちづくり課長** その10万については、個人的な使用で購入した場合にも対象になるというようなことになります。

**5番** きのうの一般質問の中での回答の中では、私は町から補助金出すというふうな意味合いは生活弱者といますか、そういったことを前提にしての補助金の支出なのかなというふうに考えておったわけではありますが、要は、町のこの購買、経済の活性化のためのことであるから、何らそういうふうな制約はないというふうなことで進めるというふうなことで、再度確認ではありますが、そのことでいいんですね。

**まちづくり課長** 地方創生に絡めて、やっぱり雪を克服するというふうな課題は大変大きな課題でありますので、やはり雪に強いまちづくりというふうな観点から、このたびの交付金を活用したこのような制度で実施したいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

**5番** これは交付金というふうな内容であればわかるんですけども、補助金というふうな趣旨からすれば、もう少しこの購入によっての町内の方々へのこの除雪の軽減にもつながるような制度設計もしてよかったのではないかなというふうな感じするわけでもあります。10万しか出してないから、それでいいんだというようなことなのか、ちょっとわかりませんが、もう少し、余りにも簡単過ぎるのではないのかなという感じがします。そういったことで、補助金の意味合いからすれば、もう少し地域の共同除排雪的なところにもっと絡めるようなシステムにすべきではなかったかなというふうな感じがします。そういったところで、このことが町民の皆様方に広まった場合、じゃ、どうせ買うんだらば、10万もらえるのであれば自分も、自分もというようなことでなってくるんじゃないのかなという感じがします。そういったところで、本当にこのままでいいのかというふうな疑問します。そういったところでもう少し意味合いというものを考えたほうがよろしいんじゃないかなという感じがします。そういったところ、どうしてもこのままでいくということであれば、それはそれで結構ですけども、かなり補助金というふうな性質からすれば、ちょっと意にそぐわないんじゃないかなという感じがします。

**まちづくり課長** 高齢者世帯の支える除雪というふうなことに使っていただければ20万というふうなことで、そういった意味では金額には差をつけさせていただいたというふうなこと。

それから、県内でもそういった事例が幾つかありまして、やはり雪に対して、先ほど申し上



げたようなことで大変、何とかまちづくりについて強いまちづくりにしたいというふうな趣旨から検討した制度であります。

なお、4分の1というふうな補助率でもあります。上限が10万円でありますので、あと7年間所有するというふうな条件がありますので、そういった中で対象にしたいというふうな現在の考えであります。よろしく申し上げます。

**町長** きのうの一般質問でも奥山議員からありましたけれども、あのときも、きのうも申し上げたけれども、雪というふうな1つの大きな課題があるわけです。雪を克服するというふうなものが、これからのまちづくりの大きな課題でもありますので、そういうふうな意味で小型除雪機、個人に対する除雪機、10万という補助金を提案しているわけですがけれども、この件については雪に関する、議会議員の皆さん方もこれらのさまざまな形で質問しました。その中で、たしか7番議員の佐藤議員だったと思いますけれども、小型除雪機の導入というふうなものも一考、考えてほしいというふうなこともたしかあったように私は記憶しているのですが、いろいろきのうも言ったとおりに、これからますます高齢化が進んでまいりますのでどうしても、支え合い事業というふうなものももちろんありますけれども、やはりこれから雪を克服するというようなことで、高齢化になってきますと自力でもなかなかできないというふうなことで、除雪機械の導入というふうなものもタイミング的にはいいのかなというふうなことと、もう一つは、今現在、住宅政策でリフォーム補助金あります、今。リフォーム補助金の中で今、消雪、あるいは屋根の関係での雪を是正すると申しましょうか、そういう住宅の製作、あるいは軒下に排水をまず、改造するというか、建物の、住宅の周りに井戸の水を排出するというふうな今度リフォーム補助金も今、町のほうでやっているわけです。そういう雪の課題を克服するというような意味で、今リフォーム補助金に関する、上限が20万なんです、これは。と同時に、この小型除雪機械も併用しながら対住民がどちらを選んでもいいようなサービスもいいんだろうというふうなことで今回提案しているというふうなことでありますので、ひとつよろしく申し上げます。

**議長** ほかにありませんか。

**9番** 今、除雪機械の補助金についてなんですが、これ補助対象、60センチ以上の、かつ乗用でないやつ。この舟形の町民は農業というようなことで、別の面で力を入れているわけですがけれども、多かれ、ちっちゃい大きさは違いますけれども、トラクターにくっつけている除雪機械があります。そういうのも、私の地元でもそういう方が老人家庭等々の除雪等をやっているのを見ているわけです。そんな関係で、トラクターにくっつけるその除雪機械、そういうのにも補助金をというふうな考えあるのか、ないのか、ちょっとこれ。

**まちづくり課長** 除雪機械は、今回のこのような小型除雪機というようなことでハンドガイドタイプを想定しております、今加藤副議長さんが言われたようなことについては現在は想定

していないんですが、除雪機材もさまざまあるというふうには聞いておりますが、今年度はこの小型除雪機の補助というようなことでまずやってみて、いろいろな声を聞いてみて、来年度以降とか、その辺は少し検討させていただきたいということで、今年度はまずはこの小型除雪機というふうなことで限定的にお願いしたいというふうに考えております。

**議長** ほかにありませんか。

**8番** 18ページのふるさとづくり応援事業費の中の3,631万円の減額、この理由をお聞きします。

**まちづくり課長** それでは、ふるさと納税の補正であります。まず昨年度までのやり方と今年度のこの基金の積み立てのやり方が変更出ておりますので、それについてまず説明させていただきます。

昨年度は、ふるさと納税の寄附金を全額、一旦基金に積み立てしました。そこから返礼品に係る額を取り崩す、処分して財源充当しました。ことしの3月議会におきまして、その基金条例の第7条の処分の解釈について、基金は最終的に幾ら残るかわかりにくいというふうな意見がございました。それを受けまして、平成27年度からは寄附金から必要経費を差し引いた額を引いてから基金に積み立てるということで、そして基金に積み立てたものについては当該年度中には基本的には処分は行わないと。それで、翌年度の事業の最終的に財源とするというふうな、処分の方法を変えたというふうなことが今回の理由です。

しかし、平成27年度の当初予算につきましては昨年度の方法で編成していたため、このたび9月補正で、今申しあげました新ルールに基づいて当初予算分を調整するものであります。このことによりまして、基金条例の処分の明確性、それから基金積み立てから翌年度事業の財源とできる金額の明確性が保てるというふうに思っております。

それで、具体的には、この基金の数字なんですが、まず1つは、新ルールに合わせるということで今申しあげましたが、寄附金の当初予算は1億2,000を見込んでおりまして、それでそれ全額、今までの古いルールで基金積み立てをしたわけです。だから、1億2,000万が基金に入っているわけです。それで、新ルールにするために必要経費、必要経費の予算が返礼品とか送料とか含めると7,732万6,000円があります。これを差し引くと……、引きます。それで、今回の1番目がこの7,732万6,000円の減額補正が必要だと、基金制になってから。

それで、もう一つは、27年の3月に寄附されました4,101万5,000円、これが繰越金となっております。歳入のほうで先ほど、15ページ見るとわかるんですけども、繰越金に4,101万円を引いてあります。これが残っております。これを今回、基金に入れる必要があります。それで、先ほど申しあげた7,732万6,000円から今申しあげた繰越金を入れます、4,101万5,000円を入れますので、この差額が3,631万円1,000円というふうなことで、このたびの基金の減額というふうなことになります。

**8番** 基金の積立金の方法が変わったということで、それは納得しましたけれども、当初予算で

ふるさと応援基金の4億7,732万6,000円を見込んで予算化しているわけですね、当初予算。そうすると、去年は1億8,000万、この間の全員協議会の中では今現在4億円を突破しているというような形でいきますと、ことしのふるさと基金の納税額は総額が幾らを予定しているのか。そしてまた、今、9月議会ですので、もしこの減額補正した額が、また応援の納税額が多くなって、12月にはまた増額の補正しなきゃならないのか。その辺の見通しを含めながら今回の補正額、3,631万円の減額になったのか、この辺、お伺いします。

**まちづくり課長** ふるさと納税の受け入れる金額については、当初、1億2,000と、それから6月補正で1億8,000しましたので、4億円を見込んでおります。これは今のところ、このペースでいくだろうというふうに思って、ふるさと納税の寄附金は4億円を見込んでおります。今現在は、大体2億円をちょっと突破したというようなところであります。

それで、この減額は寄附金じゃなくて積立金なんです。積立金を要するに減額ということなので、ふるさと納税の受け入れる金額には今のところ4億円からは見込んでいるというふうなことになります。

**8番** 今、9月議会ですので、これからまだ、10、11、12、3月まであるから結構まだ月数もありますので、まだまだふえてくるのかなと思っていますので、だから今の時点でちょっと減額補正というのは早いのではないのかと私なりに感じますので、その辺の見解、お願いします。

**まちづくり課長** これからまず新米の時期なので、頑張ってふやそうと思っています。

これは次の年に使える基金を積み立てておくと、これを減額させてもらったということなので、これから3月までは受け入れる寄附金はもっともっと頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

**議長** 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

---

午後1時42分 再開

**議長** それでは再開をします。

ほかに質疑ありませんか。

**7番** それでは、22ページの4款衛生費の健康増進事業費194万1,000円のこの事業の内容、健康ポイント制度で、ある程度説明は受けましたけれども、どのような事業内容か、改めて質問いたします。

**税務福祉課長** では、私のほうから舟形健康ポイント制度というふうな新たな制度を、制度という事業を設けました。その内容についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、目的といたしましては、町民の健康増進を図るというふうなことで、それに向けた

生きがいつくり、そういうふうなもので参加者を募りながら健康寿命の延伸をしていきたいというふうに考えております。

概要といたしましては、今年度に限りまして税務福祉課のほうで事業を行っている検診、または人間ドック、さらにはさまざまな健康増進事業、そちらに参加した際に健康ポイントというふうなものを、申請ありましたら、それに職員が出向きますので、1ポイントずつ加算をしながら点数、10点から50点満点というふうな区分けをしているんですけども、そういうふうな形でポイントがたまったら景品であったり、そういうふうな健康グッズであったり、商品券であったりというふうな形にかえていながら、町民の健康づくりに関する意識の高揚というふうなことを考えて制度を設けております。

ただいま申し上げたように、今年度10月から考えているものですから、事業期間が半年というふうなこともございまして、来年度からにつきましては、関係スポーツ、社会体育、または福祉的なことでボランティア活動、そういうふうな全体を網羅した関係課の連携を伴った事業に拡大するというふうなことに想定をしております。そちらについては、来年度の当初予算のほうに反映をさせていただきたいというふうに考えております。

**7番** 健康ポイント制度を使って健康の増進を拡大していきたいという意図はすごくいいことであろうというふうに思いますし、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

前にも質問しましたがけれども、このポイントの使い方、使い道について、やはりちょっと疑問に思うところがどうしても私、あるものですから質問しますがけれども、今、我々はどこにかポイントカードをたくさん持っています。1年に1回や2回使って、あと捨ててしまうポイントカードもたくさんありますので、そういったカードにならなければいいなというふうに思います。このポイントが例えば商工会、新しくできたファミリーマート、あるいは若あゆ温泉等で本当に有効的にそのポイントがどんどんたまって行って、どんどん使える場所があるから、ポイントがどんどんたまるから、さらに健康増進をしていこうという気になるようなポイントカードにしてもらいたいわけです。しかし、前に説明受けた形の内容だと、そこまでいかないんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その点の内容の精査をもっとすべきだというふうに思うんですけども、どういうふうに考えていますか。

**税務福祉課長** 町内の商店を活用するというふうなことにつきましては、私どものほうでも考えております。といいますのは、山形県のほうで計画しているマイレージ事業、そちらについては県内の商店220ぐらいの協力というふうなことを求めたもので進めておりますけれども、町のほうもこれに乗っかることによって町のほうの商店をそちらの協力店というふうなことをお願いをしようかなというふうに考えてはおります。ただ、県の補助に乗っかるまでの土台、基礎的なものを半年の間でつくり上げて、そしてそちらのほうに転向したいというふうに考えておりますので、そういうふうなところもまず考えのほうにはあるというふうな

ことをご理解をいただきたいと思います。

**議長** ほかに。

**4番** 同じ項目ですけれども、健康増進事業、この健康増進はかなり今、大切にしていかなければいけない事業だと思います。国保運営委員会でも、もちろん一般質問の中でも出ました。健康増進のためにはぜひラジオ体操というようなのを防災無線というのを使ってという案を取り入れてもらって、数日流すような計画があります。なぜこれがとまったのかをお伺いしたいんですけれども。

**税務福祉課長** 4番議員さんのほうからは国保の運営委員会の際にもそういうふうなご提案をしていただきました。そういうふうなことで私どものほうでも町民がこぞってできる運動というふうなことを昨年から、町長の指示もあり考えていたんですけれども、やはり新たに取り組むというふうなことになりますと教室であったりとか、そういうふうな講習を受けなければできない。そうすると年齢層が限られてくるというふうなこともありましたので、そして思いついたのが、佐藤議員さんと同じ区ラジオ体操でございました。そして、その実施に向けましては、総務課のほうとも協力を得ながら防災無線を活用したわけですけれども、やはり就労の形態が今ばらばらで、夜勤勤務とかいろいろありまして、外の防災無線については、その下にある家の方が相当ちょっとうるさいというふうなことの苦情的なご意見が二、三件ありました。ですが、本当にその朝、6時半にその音楽が鳴ることによって体が動かせるというふうなことで本当にいいやというふうなことのご意見もたくさんいただきました。

ところが、やはりこれを1年間するというふうなことになりますと、こういうふうな天候とか、天候、または気候によりまして、朝6時半という時間帯が適切かというふうなところもありますので、まずは小中学生の夏休みの時期に合わせたような形の中で、夏にみんな子供さんも合わせた形の実施に向けるような仕組みというふうなことで、まずは8月31日で打ち切らせていただいた経過があります。また来年度に向けまして、さらにちょっと方向づけであったりとか、内容を検討しながら継続をしていきたいというふうに考えております。

**4番** 来年度に向けて同じ夏の時期だけという限定を頭に入れた上で検討するのかなというふうな答弁のようですけれども、防災無線を使う、いろいろな方法を考えて、ならば期間をあけないで通年できるようなラジオ体操は健康づくりにすごくいいという目的で、方向性を考えてやるという検討はなされておりますか。

**税務福祉課長** 今年度途中からの実施でありましたので、学校のほうにもちょっと周知不足でありましたけれども、私ども役場の職員が定時3時に行っているというふうなこともありまして、各学校、または企業等にもそういうふうな啓発を進めながら、時間的なところについてはそれぞれの機関で考えていただくというふうなことでお願いをするようなことの拡大を考えていきたいというふうに思っております。

**4番** 健康ポイント、ことしは事業年度から、途中から計画していくという形の中で、きのうも説明の折に出た意見としては、一般成人であれば人間ドック程度だと。1点もらって10年かかると、10点ためるまでという意見もありました。しかしながら、やっぱりこういうふうな健康ポイント制度を今後とも、今現在は税務福祉課、来年度に向けては全体で考えるというふうな答えでしたので、ラジオ体操をこのメニューに取り入れて、ラジオ体操で点数をもらって、カードに点数をもらって温泉券をもらえると、ラジオ体操して温泉に入れる、温泉券をもらえると、これぜひいいかなと思います。ぜひそういうふうなメニューも取り入れながら来年、ポイントを有効に活用して、高齢者の方のみならず、みんなが元気になるような体制をしっかりと考えていただきたいと思います。

**税務福祉課長** ただいまのご意見ですけれども、そういうふうに団体で朝、公民館に集まってラジオ体操をしながら、そのポイント制度を利用しているというふうな事例もございます。そんな中で自発的にそういうふうなグループができるというふうなところは大変望ましいかと思えます。ただ、やっぱり個人的に家でラジオ体操をした、しないというふうな、その申告のあり方というのがちょっと難しいものですから、まずは団体に限ったような形でしかちょっとできないのかなというところもございますので、そちらも含めた形で考えさせていただきたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** ページ、戻しますが、17ページ、先ほど奥山さんからありました地域づくり云々でございますが、地方創生事業、午前中、全協をさせていただきましたけれども、その後、3款、7款にも同じように事業が出てきますが、10月までに総合戦略を出して1,000万何がしのお金がもらえるという話でしたけれども、1,000万もらえないかもしれないと、こういう状況の中では、先ほども言いましたけれども、そういう状況の中で、こういう単費でこういう仕組みをつくってしまうということはどうなんだろうかね。さっき説明が逆じゃないかと申し上げましたけれども、やっている事業は除雪機なり、大変いい事業でありますけれども、来るか来ないかわからない金を当てにしてこういう仕組みをつくってしまうと。もし、1,000万来なかったら、この1,000万、予算とっている400万なり150万円というのはどういう形で組み替えをしていくのか。

また、先ほど資料で説明ありましたが、こういう事業をやるのであれば要綱なり、要領なり、もうあるわけですよ。そういうものを示してから、こういう説明をするのが筋ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

**総務課長** 今回の件については、急に7月の終わりから8月の初めに、お盆ぐらいまでの1週間ぐらいの間に補助金交付申請をしてくださいというふうなことがありまして、今要綱等については、これらはつくっておりますので、ただ、ちょっと議員さんのほうにはその要綱をお

示しはできていなかったのかなというふうに思いますけれども、要綱はつくっております。この事業を、1,000万もらうに当たって、もう国のほうには補助金を申請しております、うちのほうの担当のほうから、その確実性を県のほうを通じて国のほうにお話をしております。町のほうでも予算をとる上で、そういった内示等が必要だというふうなことがありますので、そういったことを求めているわけですが、国のほうでそれはなかなか今の段階ではできないというふうなことです。もらえていませんが、国のほうからは予算は確保しているというふうなことです。1,000万はおおむね大丈夫だろうというふうなことでの話は県を通じていただいております。

ただ、それがどうしてもできなかったというふうなことに万が一なった場合については、それについては町のほうで一般財源に振りかえなければならなくなるというふうなことになります。ただ、今、9月の定例会ですので、どの市町村もこの上乗せ交付金をいただくための申請をしているところについては、この9月にほとんどの市町村は予算を上げているというふうな状況になると思います。その辺については、国のほうでも十分勘案をさせていただいて配分を受けられるものだというふうに捉えております。

**6番** 要綱、要領はあるんですね。であれば、それを示してからの説明なり、こういう事業に取り組みますよという話が私はよろしかったんじゃないかなと思うんですけれども、今、総務課長の話ですと1,000万もらえるという、確実性はないでしょうけれども、そういう話ですので、ぜひその方向に向けまして、もし差額が生じた場合はそれなりの、そのときの対応といたしますか、それはしようがないと思いますけれども、そういう形でしっかりとした組み替えなり、それをする必要があると思いますので、よろしくお願いします。

**4番** 先ほどの質問につけ加えますけれども、やはり住宅の中でする分に関しては、やっぱりポイントはどうかというのがあるかと思えます。しかしながら、先ほど、ある地域では事例があると。やっぱり一斉放送、スピーカーの下は大変うるさいと、それはあるかもしれません。だけれども、ある地域のお年寄りの方は15分かけて、びっこひきながら15分かけて二、三人で歩いてきて、たかだか5分の体操、また15分かけて帰る。それがすごく楽しいという老人がテレビで語っておられました。ぜひ来年からはそういうものをしっかりとした事業の中で検討してやっていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

**議長** 答弁要りませんか。ほかにありませんか。

**5番** 16ページの財産管理費の中の財産調整基金積立金2億5,999万9,000円というふうにありますけれども、この金額というのは計算上、ずっと計算していったらこのくらい余ったから、じゃ積もうじゃなくて、積むだけの算出根拠といたしますか、そういうのがあってこの数字になったのか、どちらでしょう。

**総務課長** 当初予算を組むときに財政調整基金を3億6,000万、今年度については取り崩してお

ります。その3億6,000万を返さないと27年度の実質単年度収支が赤字になります。そういったことで3億6,000万をなるべく早く返したいというふうなことで今回、普通交付税が7月に確定をしたというふうなこと、それから決算のほうで確定をして、5月の出納閉鎖が終わって2億3,000万ほどの繰越金が出たというふうなことで、当初、予算で見込んでいた繰越金並びに普通交付税の中から今の段階で積めるものについて3億6,000万取り崩しておりますので、その部分について積める限りの分を今の段階で措置するというふうなことで2億6,000万、1,000円が増目としてありましたので、2億5,999万9,000円の予算を組んで2億6,000万を積むという、積み戻すといいますか、積んで取り崩した分を減らすというふうなことで整理をしているところであります。

**5番** そうしますと、崩した分を何とか戻すために今回、このくらい積むというのはわかりましたが、現段階で2億6,000円ほどの積み戻しができたというふうなことについては想定以上なのか。こういうものだろうか。ここら辺、どうなんでしょうか。

**総務課長** 私の総務課長としての私見ですが、今の段階でこのくらい戻せるというのは当初、想定はしておりませんでした。というのは、普通交付税の関係で今回予想している数字よりも基準財政需要額に算定されている金額が9,000万円ほど多く入ってきたというふうな、そこには当初想定されていない部分が需要額として算定された分が9,000万あったというふうなことで、普通交付税の想定がちょっと厳しくなるだろうというふうな当初の考え方でありましたけれども、算定後、7月に算定をしたところ、19億ほどになったというふうなことで、当初想定しているよりも9,000万ほど多かったというふうなことで今回、この分が返せるようになったというふうなことでございます。

**5番** 今後、ふるさと納税、今年度が4億円程度というような見込みのようではありますが、当然3割程度が残るというふうなことになってくれば、おのずと積み増しが可能になってくるのかなというふうな感じしますが、このふるさと納税がふえて残った場合、さらに積み増しをしていくというふうな考え方なんでしょうか。

**総務課長** ふるさと納税はふるさと納税の基金をつくっておりますので、ふるさと納税で多くなった部分については、先ほどまちづくり課長が言いましたように、いろいろなお返しする部分、経費を除いた部分については積むわけですが、それはこちらの財政調整基金ではなくて、ふるさと納税の基金のほうに積んで、その分については来年度予算に何に使ったかということをしちっと反映させるというふうなことでありますので、こちらの部分についてはふるさと納税のほうのお金は積まれないというふうなことになります。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 18ページの項目、在来工法住宅建築・リフォーム補助金、先ほど町長が触れられましたけれども、当初予算で1,975万ある中で今回、40万補正ですけれども、件数がいかほどあって、



予測的に今年度足りないというので40万補正なのか。その内容をお聞きしたいと思います。

**地域整備課長** この40万につきましては、リフォーム関連の中で耐震リフォームというようなことでの申請がありました。その対象の補助金というふうなことで40万、1件分なんですけれども、増額させていただいています。

なお、今年度の進捗状況でありますけれども、昨年度と比較しまして、昨年は66件ございました。今年度、今現段階で45件ほど件数としてあります。あと、金額につきましては、昨年の実績と比較しまして85%ほどの進捗状況になっています。ただ、今年度、県のリフォーム補助、あと町のリフォーム補助というふうなことで、対象が三世帯同居、それから子育て世帯への補助というふうなこと、対象要件も拡大してございますので、随分利用の充実した補助内容に今年度はなっております。

**4番** 予算額がことしの場合には全額使われていない中で45件程度だと。去年にすれば七、八割の進捗状況かと思えますけれども、まだ予算がある中で耐震のリフォームというのは別枠で40万の補正をしなければいけないという状況の中でぶったわけなんですか。

**地域整備課長** 耐震関係につきましては、国の補助金というふうなことで、調査の段階の3万円の補助で、2分の1で3万円なんですけれども、6万円というふうな制度がございまして、耐震の数値が出るんですが、1以上のリフォームにすると1件60万の国からの補助があるんです。ただ、このたびのリフォーム耐震の補助につきましては、1まで行っていないというふうなことで、それ未満については県のリフォーム補助の対象というふうになります。その分の、耐震の分の県リフォームの補助金というふうなことで40万計上させていただいたというふうな内容です。

あと、全般の、総枠での補助金の、今現段階で予算で85%、昨年度比較でという予算上です。件数については今の段階で45件、去年は66件というふうな説明をさせていただいたところで。

**4番** 県のリフォーム補助金、県のほうでも20万、町のほうではそれ上乗せということで、地元業者を使えばプラス20万ということで40万、最大でもらえるような状況だと思います。これについては、かなり町のほうでもPRをしながらお知らせしているかと思えますけれども、まだまだこれと同等の工事をやっても漏れている方がおろうかと思えます。やっぱり申請を忘れたとか、業者が申請しないとかという中で、いろいろな形で業者が先に申請して許可おける前に工事してしまうとかいろいろなあろうかと思えます。ぜひぜひ、このリフォーム補助金を利活用できるように、特に業者さんのほうには大きい、小さいのにかかわらず、業者さんのほうからあっせんして、こういう事業があるからやらないかというふうな声かけができるような業者に対しての周知を徹底していただきたいと思えます。なお、国のほうでも地方の住宅は大き過ぎるから住まいを、家を小さくしたらというふうな運動展開もしている

わけです。ぜひそういうたい文句の中で、住みよい暮らしをするためにも推進していただきたいと思いますので、そこら辺をしっかりとお願いします。

**町長** この舟形町のほうの住宅の政策補助金でありますけれども、今の現段階でこういうボリュームがずっと大きくなってきましたけれども、そもそものこの発端は、リーマンショックで大工組合の皆さんが私のところに来まして、全然仕事がないという時代があったわけです。そして、編み出したのがこの住宅政策ということで、今、4番議員が言ったとおりに、毎年私、大工組合の皆さんとお話し合いをする機会があります。そのときは大工組合さんの、今申し上げたこのPRを組合の中で、個人個人でこれを利活用して、そして請け負いする方々にPRしてくださいというふうに申し上げておりますので、そういう趣旨であるということを一つご理解願います。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 21ページ、お願いします。3-1-1でございます。福祉給付事業でございます。午前中、説明を受けましたけれども、改めてこの場で給付対象者についてはっきりとした見解をお願いします。

**税務福祉課長** 訂正といいますか、ちょっと解釈、私のほうで間違っておりましたので申し上げたいというふうに思います。

こちらにつきましては、中学生までの県単以外の部分について町単で無料にしているというふうなことで、まず要綱がありまして、そちらの要綱のほうに対象者というふうな内容が規定されておりましたので、そちらのほうについてまずはご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

こちらについて、子育て支援医療の対象者といたしましては、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者というふうなことで、学年のくくりというふうな形になっております。今回、18歳、高校生までにそれを拡大するというふうなことで、この15歳を18歳に改める要綱の改正をしたいというふうに考えております。

**6番** その要綱を見ていないので、さっきも言ったけれども、要綱を見ていないのでよくわからないけれども、もっとさっくりと、さっき向こうで話したように、18歳になった時点なのか、18歳になって高校卒業した年齢になれば、大学生になればもうもらえないのか、そのあたり、はっきりした説明をお願いします。

**税務福祉課長** 高校3年生の修学の終了日というふうなことで、それは学年単位でいきますと終了が3月31日になりますので、大学生になってからはこちらの補助には該当しないというふうに考えております。

**議長** 6番議員、いいですか。ほかに。

**7番** じゃ、もう一つ、じゃこのケースについて聞きます。高校に入らないで15歳で就業、中卒

と同時に就業してしまった人の場合、高校の区切りというのに仮に当てはめて、その年までとするのか、それはそれで15歳から就業している人の規定がちゃんとあるのか、そこら辺のところを質問いたします。

**税務福祉課長** 18歳までというふうなものにつきましては、児童福祉法というふうなことで定義されておりますけれども、18歳までを児童とみなすというふうな定義がなされております。そういうふうなことから中学校を卒業して就労するというふうな方がほとんどいないのではないかなというふうに思います。また、就労したとしても、親の税の扶養であったりとか、あと住民税もかかりませんし、そういうふうなことから含めても、まずは中学生を修了した方、そして高校に行かない方につきましても、こちらのほうの18歳までの要件の中に含めた形で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

**7番** 単刀直入に、15歳で就業した人も学年くくりの3月31日でくくりなんで、それでもうもらえなくなると、18歳であっても就業、以前もしているけれども、3月もしているけれども、4月、年度がえになって18歳だけれどもっていう方は4月になったらもう受けられなくなるということによろしいですね。

**議長** 暫時休憩をします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時16分 再開

**議長** 再開します。

**税務福祉課長** 学年のくりにさせていただきますので、4月1日に18歳になったとしても、その前の年の4月2日からは18歳になっているとみなして、そちらは該当するようにさせていただきますと思います。

**議長** 休憩します。

午後2時17分 休憩

---

午後2時20分 再開

**議長** それでは再開します。

ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、歳出の第1款から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。

続きまして、第6款農林水産業費から第10款教育費についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

**4番** 29ページ、8款2項1目道路維持管理で、地番は長者原、地区名でいうと沖の原になりま

すけれども、水道管布設工事、入れかえ工事の中で、去年おとしの冬にやられた工事だと思えます。要するに、その継続が今年度事業でなっているわけです。町内の回覧板では9月中旬から10月いっぱいというふうな形で、農繁期には工事はストップしますというふうな回覧を回したわけですがけれども、立て看板につきましては8月11日から10月末日までというふうな工期の看板が立っております。今の時期から見れば1カ月ぐらい前にもう工期の範囲があるんですけれども、いかんせん今しなければいけない、これなぜ夏場にできなかったのかなというふうな形をお聞きしたいんですけれども。

**地域整備課長** 今、4番議員さんのおっしゃった工事につきましては、簡易水道の特別会計の関連の生活基盤の耐震管の布設がえというふうな工事になります。ここの道路維持のあれではないんですけれども、ご指摘ありましたように、その事業につきましては、ことし5月に測量設計入りまして、それが終わって今回、入札をしてというふうな格好で、先ほど4番議員さんのおっしゃった工期を設定してという話だったんですけれども、いろいろと農繁期と重なるというふうなことで、今現在、10月10日から施工するというふうなことで調整をしております。大変、看板のほうの訂正、まだしていないというふうなことでございますけれども、早速業者のほうに言いまして訂正をさせていただきます。

**4番** 後半から雨が降り始めて、最近では10日以上も雨がやまない状況であります。10月10日から始めると言うけれども、恐らく秋の取り入れ作業はかなりずれ込もうかと思えます。そういう状況の中で、恐らく10月いっぱいには工事してもらったら大変な状況になるんじゃないかなという予測がされますので、そこら辺を加味しながら、冬場に入ると大変だと思います。

今、なぜ維持管理のほうで聞いたかといいますと、本来水道で聞く項目かなと思って今、ストップさせられるかと思いつながりながら聞いたところでありました。一昨年前にしたやつの仮設舗装の部分、これかなり町のほうに維持管理の関係で苦情が来ておろうかと思えます。長者原から上がってきて、七折沢に橋があります。橋の付近のジョイント部分が穴があいております。その後、沖の原地区のほうに曲がってきたときに、以前、丸産機興さんのほうで工事してもらった仮設の舗装、石綿管の入れ替えを迂回して仮設の舗装が大変傷んで、大変傷み過ぎて穴があいて、横断があればバウンドするし、そういう維持管理というのは舗装の改修工事、要するに事業が補助事業関連で社会資本事業が該当になるまで待つてからやるのか、凍上災というような、なるべく負担金の少ない事業を待つてからやるのか、それともいつなんですか。

**地域整備課長** 仮舗装での埋設石綿管のというふうな事業につきましては、今年度、真木野地区の本舗装を予定しております。順次というふうにしき言いようがない部分と、あと予算との兼ね合いもありまして、あとは現場の状況を見て、優先順位を決めながら対応しているつもりでおりますけれども、いろいろとやはり少人数での巡回等々であるわけですが、管理者

のほうともいろいろと連絡、情報を共有しながら対応していきたいというふうに考えております。

- 4番 予算の中、財政が厳しい中で真木野地区においては単独事業でやる事業かと思えます。ぜひ維持管理については、やっぱり住民生活に支障のないような形の中で、作業的な工期と、それから本舗装に向けての維持管理をできるだけ徹底して、前向きな方向で検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

- 7番 28ページの8款土木費2の道路新設改良費の用地購入費のマイナスの440何がし、この理由について質問いたします。

地域整備課長 これにつきましては、除雪機、ロータリー車の購入をして、6月の議会のときに契約締結の議決をいただいております。これにつきましては、社会資本事業というふうなことで補助金の事業で、今回落札して契約金額も決まって、補助事業の請差が出ております。その出た分を歳出額……、ちょっと関連ですので、そこからちょっと説明させていただきます。その分の予算を歳出ベースで社会資本の総合整備事業のほうに増額させていただきます。その中で一の関の歩道の整備がございます。今ご質問の用地購入費につきましては、一の関の歩道整備のための用地購入というふうに考えておりました。今回、用地購入をする前に物件の舗装等の業務委託の部分が必要となるというふうなことで、一旦その分と、先ほどの除雪の分で請差分を再度考慮しまして、一の関歩道整備のための測量と物件の舗装調査の業務委託のほうに充てさせてもらって減額というふうになりました。

- 7番 そうしますと、全体の工事的にはおくれが出たというふうな捉え方ができるというんですか、要するに用地購入まで至らないその段階までしか工事が進まなかったという認識になってしまうのでしょうか。というのは、社会資本整備事業というのは人気のある事業と言ったら変ですけども、次々と順番待ちの事業がたくさんあると思うんです。そういったものに影響してくるんじゃないかなというふうに私は思ったものですから、そこら辺のところどうなんでしょう、この用地購入費がおくれることで当初の計画がおくれているのかなという気がするんですけども、その辺あたりはどうでしょうか。

地域整備課長 用地購入につきましては、関係各位に機会あるごとにお話をして用地のほうは進めております。ただ、その工事に入る前にやらなければならない用地調査、あと復元作業、先ほど申しあげました物件の舗装土調査等もありまして、用地購入だけでは足りないというふうな状況になったので、除雪車の請差分を加味して今回、再度編成し直したというふうな格好になっております。ただ、当初工事項目については何ら変わってございません。

- 7番 じゃ、順調に進んでいるという理解でいますので、ぜひ歩道整備については一の関町内会からの要望も大分あるようですので、ぜひ早目に進めていただいて終了して、また次の事業

に移っていけるように予算措置のほうをお願いしたいというふうに思います。

**地域整備課長** ありがとうございます。今年度、調査で終わってしまう状況にありますけれども、さらに工事できるように順調に進めさせていただきたいと思っております。

**議長** 暫時休憩をします。

午後2時32分 休憩

---

午後2時34分 再開

**議長** では再開します。

ほかに質疑ありませんか。

**6番** 25ページ、お願いします。農林水産費の一番上でございます。6-1-7ほ場整備事業1,000万の減額になってございます。内容を見ますと、国庫補助採択の延伸による減ということになってございますが、この事業そのものには減額をして、測量設計委託料が減額になっても事業には影響はないのでしょうか。

**地域整備課長** 測量業務等の委託料というようなことで1,000万の減、これにつきましては、ほ場整備採択まで3年間かかります。その中でプロジェクト支援交付金、あと県単調査というような調査を行うことになっているんですけれども、その中で国の採択がならなかったというふうな状況です。それに追随して減額というふうなことなんですけれども、来年度の予算につきましては、今現在、ちょっと不透明ということで、各省庁の予算要求しているわけですが、情報では、ほ場整備というか、基盤整備関係の補助金の要求を農水省については16%増で今回要求しているというふうな状況までしかはっきりしておりません。ただ、ここで来年できるのかと言われると、ちょっとはっきりした返答はできない今の状況であります。

**6番** ちなみに、ここのやろうとした地域というのはどこなんですか。

**地域整備課長** 新福寿野地区と馬形川向のほ場整備です。

**6番** このたび減額になって事業がおくれるという話は、その地域、馬形なり新福寿野地域の受益者には話はなっているんですか。納得しているんですか。

**地域整備課長** 県のほうで調査をしているというようなことで、町も含めて説明を受け、地元のほうにも説明は行っております。

**議長** ほかにありませんか。

**6番** 同じ25ページの今度は一番下です。鮎中間育成施設等増改築事業2,200万。内容を見ますと、県の補助金がふえたからやるという話でございますが、これはもともとなかったもので、急に県の補助金が採択になったので、じゃやりましょうという話なんですか。今の状況として、育成施設はどんな状況、足りるとか、大変不足しているとか、鮎の育成に支障を来しているとかいう状況なんですか。

**産業振興課長** ここで上げています2,250万については、今ある鮎の中間育成施設の事務所の改修、それといわゆる小国川漁協組合さんの事務所もそこに転出しながら行うというふうな事業で、この事業については当初から予算は県のほうにお願いしていたんですが、このたび木材関係の予算が採択になったというふうなことで、県の補助金として1,000万をここに上げさせていただいて事業を進めるというふうな内容になります。

**6番** 私だけなのかわかりませんが、その事務所もつくる、漁協のあれも移転するっていう話は初めて聞いたんですけれども、それは当初からそういう計画があったんですか。

**産業振興課長** 26年から水産業産地推進協議会というふうなものを設立したんですが、その中でも話がありまして、ぜひとも事務所のほうもというふうな話がありました。ただ、その事務所についての移転については補助対象外というふうなことで、何とか県単、それから町単でできないかというふうなことで漁協のほうからはずっと依頼があった話であります。このたびのやつについては、県の木材関係というふうなもので事務所兼展示室兼……、それから、済みません、県の木材を使って周りも全部改修するというふうな事業で該当になるというふうなことになったので、ここに上げさせていただいております。

**6番** そうしますと、工事費で1,970万、この内訳なんですけど、鮎の中間育成施設が幾らで、事務所が幾らでってわかりますか。

**産業振興課長** 詳しく申し上げますと、このたびのやつは事務所、いわゆる鮎の中間育成施設に係る工事じゃなくて、事務所のほうに係る経費というようなことです。鮎の中間育成施設のほうについては今、国のほうに要望してしまっていて、このたびの補正になるか、来年度の予算になるかはまだはっきりしていないんですが、このたびのやつはその事務所の関係の改修と、それから増築というふうな部分になります。ちなみに、建築工事については管理棟の改築に920万、それから増築に300万というふうなことでなっております。その他については諸経費になっています。面積で7.5坪ほどふえるわけなんですけれども、それらの事業になります。お願いします。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 何かちょっと言葉がだぶついたかして、育成施設等というふうには、俺の聞き間違いかなと思いますけれども、今回は事務所等を建てるというような形。今年度の当初の予算で、これは鮎ではないけれども、サケのふ化場、長者原にあるやつを移転でないけれども、鮎の中間管理施設に増設するというような事業を町の事業主体でやっているわけなんですけれども、そのときにはこの事業は見えなかったものなんですか。

**産業振興課長** そのときの段階では、まだこの計画については、計画はあったんですが、予算上にはなかったというふうなものになります。

**4番** 富長に加工施設をつくって、今稼働しているわけです。町長もおっしゃっていますけれど

も、農産物よりもどちらかといえば鮎、小国川の鮎をメインとした加工施設というふうな形で私は受けとめております。そのような形の中で舟形町の鮎をもって、小国川をもって強く舟形町をPRしていきたいと、先日的一般質問の答弁にも町長の強い意思がありました。そういうふうな方向であれば、町の長期的な計画の中でこういう事業も26年度で計画してあるのであれば、概算的にも事務所等を今、前の薬局さんの2階、伊藤さんから借りて今、仮設事務所というか、仮事務所でやっているわけですが、それを移設するという事なんでしょう。計画があるのであれば、このくらい町で応援しているんです。計画があれば事前にそれを、計画を、大卒なものを言うべきではなかったかと思えますけれども、そういう意思は漁協さんにはなかったんですか。

**産業振興課長** 漁協さんと何回もその事務所の移転、いわゆる鮎の中間育成施設に事務所があれば当然管理等もしやすいというふうなこともありますので、事務所のほうを増改築というふうな話は以前からあったわけです。ただ、あくまでも、それについては小国川漁協さんの負担金も、いわゆる持ち出しもあるよというふうな話の中でずっと詰めてきたものですから、町だけでというふうなことにはいかないよというふうな話もずっと言ってきたものですから、その辺でずっと計画が平行線にあったというふうなことになるのかなとは思いますが、先ほど言いましたように、このたびは国から県を通じて来ます森林関係の促進整備事業、これでお金が半分来るといようなことになったものですから、ぜひともそれでやっていきたいというふうなことで、漁協さんからも応分の負担をいただきながら行っていきたいなというふうな事業になっているところです。

**4番** 漁協さんの負担もありながらということですが、これ、今予算、1,900何がし、工事費ってありますけれども、その事務所移転費、要するに新築費含めて漁協さんではいかほどの事業を組んでやろうとしているのかということ、もしここで言えるのであればお聞きしたいと思いますけれども。

**産業振興課長** 24ページのほうのちょっと資料を見ていただきたいと思いますが、このたびの補正で2,151万2,000円、財源の内訳を見ますと、町の単独、一般財源が651万2,000円、県支出金で1,000万、その他500万円というふうなところがありますが、この部分についてお願いするというふうな形をとらせていただいているところです。

**6番** その500万円で、事務所補助対象じゃないということなので、この500万円で事務所の分だということなんですか。今ある事務所はありますよね、あそこの薬屋さんの上にある、あれは漁協のものなんですよ。町のものじゃないですよ。漁協の財産なんですよ。違うの、町のものなの。あの事務所そのもの、建物は違うかもしれないけれども、じゃ中にある財産とか、そういうのは全部漁協のものなんですよ。机とかテーブルとか何とかではね、当然。漁協のものなんですよ。それを今度、町の金を使って漁協の事務所を建ててやるん



ですか、今度。建ててやるんでしょ、この500万円で。んねの。

**産業振興課長** 今ある漁協さんの事務所については、もとの星川医者との賃貸によって借りている事務所というふうになっておる……いや、万世の伊藤さんか、すいません、いずれにしても借用して事務所を今構えているというふうなことになります。鮎の中間育成施設については、町の財産です。町の建物ですので、当然町が事業主体というふうな形になって事業を進めると。それに対して国・県のほうで補助金を、それ相当分をいただくというふうな形の中と、それからその建物自体を整備した際には、小国川漁協さんのほうに管理委託というような形を今もとっていますので、引き続きそんな形でやるというふうなことで考えておるところです。

**議長** 質疑の途中でありますが、ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後2時48分 休憩

---

午後3時32分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって歳出の第6款農林水産費から第10款教育費についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第50号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

**議長** 日程第3 議案第50号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第51号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第4 議案第51号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第52号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第5 議案第52号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 73ページですが、修繕費で1,000万ほど繰入金なり繰越金でやってございます。内容を見ますと、浄化センターの脱水機修繕とありますが、この場所と、あと急な工事なのか、今こ

こでなくちゃいけない工事なのか、お願いします。

**地域整備課長** 小松の公共下水道の集配施設です。そこの中の浄化センターのスクリーンユニットの構造につきましては、内部が3つに分かれておりまして、昨年、一部修繕しております。残りの分を今回、1,000万でというふうなことで、計画的に今回、修繕をさせていただくというふうなことでお願いしてございます。

**6番** 小松というか、光生園の下ですか、去年、何か今の話だと、延ばしてことしやる話なんだけれども、こんな延ばして大丈夫だったのか。また、もっと延ばせば、こんな1,000万使わなくていい事業なのか。そのあたり、急を要するものなんですか。

**地域整備課長** 昨年修繕したときに計画的にというようなことで、今回、予算計上して、繰越金を見ながら繰出金とともにお願いしているところです。（「わかりました」の声あり）

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第53号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第6 議案第53号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** 本日はこれで延会といたします。

9月14日まで休会とし、9月15日午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

午後4時01分 延会

平成27年9月14日（月曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

平成27年舟形町議会第3回定例会第6日目

平成27年9月14日（月）

---

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長代理	加藤 嘉久
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	星川 基
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	------

---

議事日程

日程第1 議案第53号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第54号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第55号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

日程第4 報告第 3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

- 日程第5 認定第 1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから6日目の定例会を開会いたします。

---

**日程第1 議案第53号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第1 議案第53号 舟形町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**6番** おはようございます。

議案の中身なんですけれども、課長の先日の説明の中で、10月5日以降、国民の皆さんにカードが配布になるって話だったんですけども、我々はカードももらったら、まず何をしなくちゃいけないのかなどと町民も不安に思っているところがあると思います。また、あわせて、今マスコミで話になっているマイナンバー制が始まることによってさまざまな詐欺等もはやっておりますので、そのあたりの町民の周知とか、これからどうお考えなのか、伺います。

**総務課長** 10月5日からこの法律が施行されますけれども、10月5日から国のほうで設立しました地方公共団体情報システム機構というところがありまして、全国の自治体がそちらのほうに番号の依頼をすることになっていまして、そちらのほうから10月5日から随時、全国の国民の方々に番号が配布されます。その番号を持って、自分の番号がはっきりその段階で確定するというふうなことになります。

税金の申告とか、そういうふうなものに使う場合については、そのカードを取得する必要がありますが、その通知書に個人番号カードというふうなものを交付する申請書があります。申請しなくても、してもよろしいんですが、最初に皆さんのほうに配られる番号の通知については個人を証明することができませんので、個人を証明する場合は今の住基カードと同じようなカードを申請することになります。それには自分の顔写真が入っているものになりますけれども、それを申請しまして、これについても無償であります。そのカードの交付を受けることによって1月1日からは税金の申告、今、住基カードで申告できるようになっていますが、それが随時、そちらのほうにかわります。税金の申告等にそのカードを使ってすることになります。

一斉に全ての事務ができるわけではなくて、10月5日からはできるものがまず限られております。10月5日からは、まずは番号が配られて社会保障の関係、税、それから災害対策などに使われるというふうなことになります。その後、随時、29年度を目指していろいろなもの

に使えるようになるというふうなことになります。

住民の方々につきましては、そういった税金の申告とか、それから自分の個人の身分証明書にしたいというふうなことになるれば、個人カードを申請していただくことになるというふうなことでございます。それについては、番号の通知が来たところに申請書もついてきますので、それらを出していただくと何週間後にはカード番号が来るというふうなことになります。

それから、その後、いろいろなものに使えるようになるわけですが、まずは、とりあえずは国のほうのそういった事業に展開できるというふうなことになります。

それから、1月からは、先ほど言いました、その中には源泉徴収票の個人のを識別するためにその番号も使いますので、その番号も源泉徴収票には付番される必要があります。それについては、カードがなくても、その番号を事業所等に提示する必要があるわけですが、そういったことで、そういったものに使うというふうなことになります。当面は、そういったものに使うというふうなことになります。

それから、詐欺等の問題でありますけれども、国のほうではいろいろな情報を一括管理をするわけでありまして、重要な部分についてはカードから出ることがないといいますが、一般的にはカードを提示しまして、そのカードから情報を読み取ることはできないというふうなことでございます。それについては、町とか機構とかそういったところでしかできないと。書き込みをされるというふうなこともできないような高いセキュリティーを持っているというふうな国からの説明を受けております。

今後は民間のほうでもいろいろコンビニとか、前にも質問ございましたけれども、そういったものに使えるように随時なっていくというふうなことでございますけれども、コンビニ利用についてはかなり、この間言った金額、3,000万以上かかるというふうなことを申し上げましたけれども、前回の質問で、今の段階でも2,100万以上は平均でかかるというふうなことでございますので、うちの場合もやっぱり3,000万近く今の段階ではかかるのかなというふうに思います。そういったシステムに機構に加入をしてやれば、そういったところでも使用ができるというふうなことで、今後そういった部分については利用が拡大されるというふう聞いておりますが、当面、そこについては、すぐはできないというふうなことになります。

**6番** そうしますと、まずとりあえず番号が郵便で送られてくるけれども、一番早いのは税金の申告に使えるということで、その申告でそのカードを使わなければ何も、まずもらっておけばいいという話ですよね。その後は、またさまざま行政から通知なりなんか来たりして手続をすればいいという話ですよね。

**総務課長** 基本的には、国のほうではいろいろ使う用途もあるので、番号をもらっておくだけでなくて、カードを申告していただきたいというふうな考え方を持っているようです。したがって、きのうおととい、財務省案がちょっとあんまり、不評のようですが、税金の還付



にもその番号を使ったらいいんじゃないかなというふうな案も出ていますけれども、今後そういうものも拡大されることもありますので、カードは取得しておいたほうがいいのかなというふうに思います。

カードにつきましては、若い方々は5年間、顔が変わるというふうなことで5年間しか有効期限がありませんけれども、私たちのような成人であれば10年間の有効期限で使えるというふうなことになっているようであります。

**議長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第54号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第2 議案第54号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**2番** じゃ、ちょっと質問させていただきます。

これ再発行の文言は、ここに出ているんですけども、紛失をしたとき、やはりこれは番号というか、この情報はひとり歩きしているわけですね。それを直ちに、例えば私が紛失したって役場の窓口のほうに来たときに、その情報を直ちに抹消していただけるのでしょうか。いつまでも、再発行するまでその情報は常にひとり歩きしているという、あれ情報ですので、ちょっといかがなものかと思っておりますので、その辺をお伺いします。

**まちづくり課長** 個人番号の利用に関しては、1月1日から施行になります。それで、そのような方が一落としたと、紛失したとなったときには、365日、24時間体制でコールセンターがあります。そのほうにそういうふうな旨で電話して相談すれば、その状況によってストップと。あと、その状況によりまして番号を変えるというふうなことで、その状況によりまされども、対応になります。

**2番** やはり情報ですので、やっぱり速やかな対応をしていただければ、やっぱり何かに悪用されるということも十分考えなくてはならないので、よろしくお願いします。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、これより議案第54号を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第55号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結について

**議長** 日程第3 議案第55号 スクールバスの取得に係る物件購入契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**教育次長** (朗読、説明省略)

**議長** 本議案は、4番佐藤議員、9番加藤議員は除斥の対象案件となります。ご退席をお願いいたします。

暫時休憩をします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時19分 再開

**議長** 会議を再開します。

これより質疑を行います。

**8番** スクールバスのメーカー名と、それから入札に参加した業者の数と、それからメンテナンス関係、お願いします。

**教育次長** メーカー名は「いすゞ」です。そして、参加業者は6件です。あと、メンテナンス…

**議長** 叶内議員、メンテナンスってどういう、もう一回、再度、質問お願いします。

**8番** 普通、新車を購入しますと定期的な点検とかいろいろなことがありますね。そうした場合、農協さんは自分の指定の工場なりを持っているのかどうか。そして、どのような形でメンテナンス、定期点検を行うのか、その辺。

**教育次長** お答えします。農協さんは自分のメンテナンス工場を持っていませんので、納入業者

のいすゞさんのほうにメンテナンスをお願いすることになります。以上です。

**議長** ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

佐藤議員、加藤議員の入場を許可します。

暫時休憩をします。

午前10時 分 休憩

---

午前10時 分 再開

**議長** 会議を再開します。

---

#### 日程第4 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

**議長** 日程第4 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** 議案書の20ページをお開きください。

報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告するとともに、監査委員の審査の結果、その意見は別紙のとおりである。平成27年9月9日提出。舟形町長。

1. 健全化判断比率の1つ目、実質赤字比率は、黒字のため比率はございません。次の連結実質赤字比率も黒字のためありません。次の実質公債費比率につきましては12.5%、これは3年間の平均となりますけれども、今回は24年から26年度の平均で、昨年より0.6%改善しております。将来負担比率67.6%、これにつきましては7.3%改善しまして67.6%となりました。

次の資金不足比率でございますけれども、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道

事業の3会計とも黒字でございますので、資金不足比率は数字としては出ません。

監査委員の意見書については、次のページからになります。以上であります。

**議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結をいたします。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、これより報告第3号を採決します。報告第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、報告第3号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について**

**認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**議長** 日程第5 認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**会計管理者** (朗読、説明省略)

議長 ご苦労さまでした。

続きまして、監査委員による各会計の決算審査結果報告を星川代表監査委員より求めます。

代表監査委員 7月1日付で代表監査委員にご選任いただきました星川 基と申します。監査委員としての経験なり知識、技量ともにおぼつかない状態ですが、精いっぱい努めますのでよろしく願いいたします。

それでは、平成26年度舟形町各会計歳入歳出決算審査の意見を述べさせていただきます。

審査意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、審査の概要ですが、審査につきましては、一般会計及び6つの特別会計、そして財産に関する調書を対象としまして、8月4日から8月12日まで正味6日間でしたが、斎藤好彦委員とともに監査を行わせていただきました。

手続としましては、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す調書につきまして、関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどについて主眼を置きまして、証拠書類等を照合するとともに関係職員の出席を求めて実施したところであります。

2ページから審査の結果となります。

ただいま、会計管理者から決算状況については詳しく説明ありましたので数値的なことは省略させていただきます。また、事前配付されていることでもありますので極力簡潔に申し上げます。ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず一般会計でございます。

決算全体としましては、平成26年度の予算規模、対前年比で6.6%の増となりまして、歳入の状況としまして、収入割合対予算現額で93.1%、対調定額で99.6%となっております。対予算現額が例年より低いかなという数値にはなっておりますけれども、これは事業繰り越しによるものでありますし、また収入割合としては適正と言えるのではないかという判断をしたところです。

①町税ですが、前年度に比べ700万円ほど、率にして1.4%減少しております。町税の中心であります町民税及び固定資産税がともに2カ年連続減少しておりますが、自主財源としてはこれが基本なんだろうと思いますので、憂慮される所かなというふうに感じました。

収入未済額は厳しい状況の中で改善なされておまして、担当各位の努力を評価すべきものであろうと思います。もう一つ、不納欠損もござります。不納欠損、合計で140万円ほど処理されております。この処理状況についていろいろ見せていただきましたが、いずれも地方税法の規定に基づく適正な処分であったと認められました。

地方交付税につきましては、前年度に比べ0.9%の減少ということになっております。歳入

の5割近くを占める継続的な、かなり頼りにしている主要財源でありますので、今後制度拡充などを求めるとともに、地方交付税がはじき出される係数の確実な計上など、その確保に努める必要があるだろうと思います。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金がほとんどを占めるわけですが、町のご努力、多様な工夫改善によりまして8,000件を超える実績を上げられました。25年度に比べても大幅に増加したわけですが、担当各位の努力が実を結んだものと思われまます。町、ひいては町民の福祉向上に大きく貢献したものと言えらると思います。

町債については、ここに表もございますが、着実に減少しております。22年度に比べれば3億円を超える減少となっております。管理がきちんとなされているという状況だとは認められますが、なお今後とも発行の抑制と計画的な償還に努めていただきたいというふうを感じたところです。

続きまして、4ページ、歳出に入りますが、歳出ですが、平成26年度の支出額、44億1,700万円ほどですが、全体状況としましては、翌年度繰り越しという額がかなり多額に上っているため、予算現額に対する執行割合は88.2%と低くとどまっております。また、不用額も1億3,800万円ほどに上っております。項目としましては、まず総務費23.6%の増ということで、かなり大幅な増になっておりますが、財政調整基金なり、それからふるさと納税の関係の元気ふるさとづくり応援基金積立金など、かなり多額な形で基金積み立ても行われておまして、こういう関係で総務費自体の額としては多くなっております。ただ、そういった基金積み立てとともに地域の活性化に向けたまちづくり推進事業、あるいは定住推進事業が積極的に展開されたことも予算からうかがえ、まちづくり計画に基づいて地域、定住といったところに力を入れたということがうかがえます。

②以下、民生費、農林水産業費、土木費、教育費は、ここに記載のとおりですが、公債費につきましては、支出額自体は平成29年度とほぼ同じ額になっております。また、公債費比率、実質公債費比率、こういったものもいろいろ説明をお聞きしましたが、先ほど財政健全化に関する意見について担当のほうから報告なされたとおり、改善が図られているということが数字的に示されております。

続いて、6ページ、国民健康保険特別会計事業勘定ですが、決算全体としましては、平成25年度に比べ、歳入が290万円ほど、歳出が3,600万円ほどそれぞれ増になっておりますが、まず歳入につきましては、国民健康保険税収納率、現年度分、滞納繰越分、合わせまして収納率は85.4%で、前年が85.0でしたので0.4ポイント上昇しております。いろいろ収納率の県内の状況なども見せていただきましたが、県内市町村でトップクラスの収納率をずっと維持してきております。担当職員の努力がうかがえるわけですが、それでもなお3,000万円ほどの収入未済額は残っております。引き続き収納対策を強化していただきたいというふうに思います。

不納欠損については、地方税法の規定に基づいた適正な処分でありました。

歳出の状況もございますが、7ページの上のほうに国保に関するまとめとしまして、健全運営に向けて、被保険者の高齢化や医療の高度化が進み、医療費の増加に歯どめをかけることは難しい中、いろいろな事業、健康づくりなどの事業などに積極的に取り組んでいるということがうかがえまして、今後ともこのような町民の健康増進による医療費増の抑制、医療費自体を抑制するとともに、保険税収納率の向上、収入もきちんと確保して、これを国保事業施策の両輪として円滑かつ適正な運営を進めていただきたいと思います。

後期高齢者医療、それから介護保険特別会計事業勘定については、それぞれ適正かつ健全な運営状況にありました。内容的には、7ページに記載のとおりであります。

8ページは、簡易水道事業特別会計でございます。

決算全体としましては、平成26年度は簡易水道近代化事業の推進によりまして大幅にふえております。25年度に比べ約1億円、率にして53.1%の歳入増。歳出についても1億円の額、率にして58.1%の増となっております。

歳入としましては、やはりここも水道使用料の未納が25年度に比べ、さらにふえているという状況はありますので、収納対策を強化すべきだろうというふうに感じたところです。

歳出につきましては、第1簡水、第2簡水の統合、あるいは企業会計への移行など、水道再編を控えているというふうにお聞きましたが、こういったことによりましてその事業のため歳出が拡大したものであります。耐震化への布設がえ、平成27年度、今年度で完了する予定でありまして、現在、山形県内でも上位にランクされる有収率を持っているわけですが、これを保ちつつ、効率的供給に向けて計画的に整備がなされているというふうに感じたところです。水道は町民にとっては最も重要なライフラインでありますので、収支両面の経営努力を今後とも続けて、安全かつ安定的に供給いただきたいというふうに思います。

農業集落排水事業特別会計につきましては、やっぱりここも、歳入については、額は少ないんですが、使用料の未納というのがやっぱりありますので、ここも収納対策の強化というのを求めたところです。また、あわせて、供用戶数、26年度で3戸ふえていましたけれども、なお、まだ接続になっていない戸数として118という数字に上りまして、引き続き供用率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

次に、公共下水道事業ですが、ここにつきましても同じようなことが言えるのではないかと、同じような意見としております。収入未済額について引き続き努力いただきたいということと接続の問題、未接続が150戸あるということで、水洗化率の向上に引き続き努力いただきたいということを意見として述べさせていただいております。

10ページは、財産に関する調書でございます。

先ほど会計管理者からもお話ありまして、また決算書のほうにも詳しく数値、載っており

ますけれども、公有財産としましては、土地建物がふえたということ、それから出資金、出捐金、それぞれ3件、4件の異動があったということが特徴としてあるだろうと思います。物品につきましては、いろいろ更新ありますけれども、台数、個数に増減はありませんでした。ただ、基金につきましては、積立基金、定額基金、それから教育振興修学資金貸付基金というふうに大きく3分類されておりますけれども、積立基金につきましては8基金で増、3基金で減、合わせて14億4,000万円ほどの増と。それから、定額基金につきましては、土地開発基金、水田転作家畜導入貸付基金、乳牛及び飼育牛導入事業基金というのがございますけれども、それぞれ大きな動きというのは見られませんでした。記載のとおりとなっております。

財産に関する調書全体としましては、10ページの下のところに記載しておりますが、縄文の女神記念公園用地、防災センター・第2庁舎用地など今後の事業のための用地取得があったわけですが、これらによって土地が1,100平米ほどの増となっております。確実に事業を執行されて有効活用いただきたいとおります。また、保育所跡地、土地開発基金用地などの有効活用についても、さらに努力いただきたいと思っております。

11ページから、以上の審査に関しての総括ということで、9点にまとめて総括意見として掲載させていただきました。

まず、1番、各会計の決算計数ですけれども、一般会計及び6特別会計について、町長から提出された決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係諸表及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。計数的には何ら問題がないということであります。

2点目の財政健全化につきましても、先ほど報告いただいたとおりですが、監査委員の立場で審査を行った結果、健全化に向けた堅実な取り組みによりまして財政状況は年々改善されていることを認めます。今後とも気を緩めずに取り組んでいただきたいと思っております。

3点目、収納対策、これまでの各会計でも申し上げましたが、収入未済をまとめるとこうなりますということで、いろいろご努力いただいているとは思いますが、なお6,000万円ほどの未収があります。納税義務を果たしている町民との公平性を確保するために、その解消に向けて、収納対策室という室もあるそうですので、その機能充実を図るなど、各課に任せるのではなくて組織として、町全体としての組織立った取り組みが必要と思われまます。そういう組織立った取り組みなり収納対策室の機能充実などによって、これまでより一歩踏み込んで、新しい取り組みも含めて対応いただきたいというふうにお願いします。

11ページ、一番下はふるさと納税ですが、4点目、ふるさと納税。

4年目となりましたふるさと応援給付金は、平成25年度比で76倍となる1億8,500万円を超える実績を上げました。今後とも不断に改善を続け、揺るぎない自主財源として確立してい



ただきたいと思います。また、返礼品の町内供給体制が整備されて、この事業の波及効果がさらに広がることを期待いたします。

人件費につきましては、表のとおりですが、26年度は25年度に比べ480万円ほどの減となっております。この間の人件費対策、財政全般の中での人件費削減対策ということも確実に効果をあらわしているということを如実に示した数値となっております。

6点目が出資による権利についてということですが、先ほど出資金・出演金、それぞれ増減あったというご報告申し上げましたが、全ての出資金・出捐金について出資先と照合などいろいろな調査していただきました。その結果、例えば県関係公社の統合によって以前出資していた団体が既に解散していたとか、いろいろございまして、その結果、数件の異動ということが確認され、今回の決算で示されております。いろいろそのいきさつ、大分前に解散されていたところが決算書上そのままになっていたとかということについて調査していただいたんですが、出資先からは担当課のほうに通知はありましたが、会計管理者のほうへの連絡がなかったため、決算書上が直らなかったというような部分がありまして、ここは庁内の連携・連絡でそういうミスは防げますので注意いただきたいなと思います。

それから、今回の決算審査では団体実行委員会の事務局を役場のほうで担っているというものがかなり多数ありますので、その経理状況についてもいろいろ通帳とか、いろいろなものを出していただいて監査させていただきました。全て経理状況は適正であると認められました。なお、公金管理の一層の適正化ということを考えて、公印、あるいは通帳の保管、別々に持つとか、そういった基本的なルールは一層厳格化、守るようにしていただきたいなと思います。

それから、今回の監査で、実は前任の林さんからの引き継ぎもあったんですが、いろいろ勤務条件等、年休とかそういった休みの消化状況などもちょっとたまに見てくださいというようなこともありましたので、お話聞くなり、資料を提出いただくところですが、平成26年度の調査結果としては、舟形町の職員は年休だけを見ますと県内24の町村で21位ということで、かなり低い状況にありました。休まないというか、休めないという状況にありました。

こういった状況が数的にありましたので、いろいろ、どんな状況かと、実際仕事をしていてどんな状況かということも各課にお尋ねしました。ここにあったようなことが意見としてといいますか、声としてありましたけれども、人件費管理で効果をあらわしているということは、普通に言えば職員数をそれだけ絞り込んでいるということにもなりますので、この点と裏腹の関係にもなるのかもしれませんが、人件費管理をきちんとしながら、こういった適正な労務管理ということも必要なんだろうなと思ひまして、ここは難しいところかもしれませんが、ぜひ町長さんはじめ努力していただきたいなというふうな感じを受けました。

最後、結びとしまして、13ページに書いてありますけれども、ここを読み上げて報告を終わりたいと思いますけれども、私どもの監査は間違い探しが目的ではなくて、「PDCAマネジメントサイクル」というふうによく言われますが、この中のC、チェックであります。A・P・D、こちらとうまく、チェックの後の見直しであるとか、計画づくりとか、そういったことにつながらなければ監査をしていても余り意味がないわけですので、このためのチェックだという気持ちでやっておりますが、ただ、このマネジメントサイクルがうまく回っていくかどうかは、年何回かしか見ない監査委員の監査では多分無理なんだろうなと思いつつ、ずっと見せていただきました。

ポイントはやっぱり職員の日常的な点検、見直しなんだろうと思いますので、この辺が鍵ですので、議会の皆さんのチェック、あるいは監査委員のチェック、これらと連動して日々改善に努めていただきますよう職員の皆様をお願い申し上げまして、平成26年度舟形町各会計決算審査結果の報告とさせていただきます。長くなりました。どうもありがとうございます。

**議長** ありがとうございます。

ただいま上程されました7会計決算等調書の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで、計7議案を審査するため、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査する方法ではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番叶内富夫君、9番加藤憲彦君、以上9名を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。ただいま指名した9名の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

**8番** 決算審査特別委員会の委員長には、総務振興常任委員長の佐藤広幸議員、副委員長には文教民生常任委員長の奥山謙三議員を推薦いたします。

**議長** ただいま8番議員より、委員長には佐藤広幸君、副委員長には奥山謙三君との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、委員長に佐藤広幸君、副委員長に奥山謙三君を決定しました。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を17日まで休会することにいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、本会議を17日まで休会いたします。

本日は、これにて散会します。

午前11時37分 散会

平成27年9月17日（木曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

平成27年舟形町議会第3回定例会第9日目

平成27年9月17日(木)

---

出席議員(10名)

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 叶内 富夫
4番 佐藤 勇	9番 加藤 憲彦
5番 奥山 謙三	10番 八  歙  太

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	教育委員長	太田 二三男
会計管理者	結城 恵美	教 育 長	齊藤 涉
総務課長	中山 進	教育次長	叶内 範夫
まちづくり課長	沼澤 繁夫	農業委員会会長代理	加藤 嘉久
税務福祉課長	矢作 めぐみ	代表監査委員	星川 基
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	監査事務局長	高橋 明彦
地域整備課長	伊藤 幸一	選挙管理委員会書記長	中山 進
総務課財政管財班長	小野 芳喜		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 明彦	主 任	石川 忍
--------	-------	-----	------

---

議事日程

日程第1	認定第 1号	平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 2号	平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
	認定第 3号	平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第 4号	平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定

について

認定第 5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 議案第56号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第3 議案第57号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第4 議案第58号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

日程第5 委員会付託の審査報告

請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」について

請願第3号 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について

追加日程第1 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書の提出について

日程第6 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会・文教民生常任委員会

日程第7 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

- 
- 日程第1 認定第1号** 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第2号** 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
**認定第3号** 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第4号** 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
**認定第5号** 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第6号** 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
**認定第7号** 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**議長** 日程第1 平成26年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7会計にについて決算審査特別委員長の報告を求めます。佐藤広幸君。

**決算審査特別委員長** 平成27年9月17日 舟形町議会議長 八楸 太殿。決算審査特別委員会委員長 佐藤広幸。

決算審査特別委員会審査報告書。平成27年9月定例会、9月14日に本委員会を設置し、付託されました、平成26年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成26

年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、以上、7会計の決算認定について、9月14日から15日までの2日間、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

**議長** ただいまの委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決します。認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

---

## 日程第2 議案第56号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

**議長** 日程第2 議案第56号 舟形町情報公開審査会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第57号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

**議長** 日程第3 議案第57号 舟形町情報公開審査会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。



町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第58号 舟形町情報公開審査会委員の選任について

議長 日程第4 議案第58号 舟形町情報公開審査会委員の選任について議題といたします。提  
案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 委員会付託の審査報告

議長 日程第5 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第1号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、20  
16年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願、請願第3号 「経壇原水利組合  
管轄の農道に関する請願」について。

最初に、請願第1号、奥山文教民生常任委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員長 平成27年9月17日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。付託年月日、平成27年6月4日。件名、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についての請願。審査結果、採択。以上です。

議長 これより、請願第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

請願第3号は、佐藤総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年9月17日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

閉会中の継続審査申出書。本委員会は、今定例会で審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。

記 1. 事件、請願第3号 「経壇原水利組合管轄の農道に関する請願」について、2. 理由、慎重審議を要するため。

議長 これより請願第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。請願第3号は委員長申し出のとおり閉会中の継続審査と決定することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。請願第3号は委員長申し出のとおり閉会中の継続審査と決定いたしました。  
ここで、文書作成、配付のために暫時休憩をいたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時19分 再開

議長 会議を再開いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。ただいま意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

---

**追加日程第1 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書の提出について**

議長 追加日程第1、発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局、朗読願います。

事務局 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。発議第5号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

**日程第6 閉会中の所管事務調査報告**

議長 日程第4 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。初めに、佐藤総務振興常任委員長より報告を求めます。

総務振興常任委員長 平成27年9月17日 舟形町議会議長 八楸 太様。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報

告いたします。

記 7月8日に総務振興常任委員会が所管する関係課より、平成27年度の重点事業について説明を受けました。

1. 調査内容（主な事業）

（1）総務課より

- ①集落内防犯灯LED化事業（95%の補助）
- ②堀内交流センターの解体事業（降雪期前まで完了予定）

（2）まちづくり課より

- ①定住推進関連事業（舟形版「お見合い大作戦」の実施）
- ②ふるさとづくり応援事業（ふるさと納税の充実）

（3）産業振興課より

- ①舟形町戦略的園芸産地拡大支援事業（ニラ・ネギ・果樹等の機械整備）
- ②強い水産業づくり交付金事業（鮎中間育成施設、サケふ化場整備）

（4）地域整備課より

- ①道路・交通網の整備事業（社会資本総合整備事業：町道改良事業）
- ②克雪・利雪のまちづくり事業（除雪対策事業）
- ③農業振興事業（農地整備計画設計事業）

2. 所感

事業も進捗していないため、今後、現地調査などを行い事業効果、成果等について調査したい。以上です。

**議長** ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成27年9月17日 舟形町議会議長 八楯 太様。文教民生常任委員会委

員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記 6月30日に税務福祉課、教育委員会より説明を受け、その後、舟形小学校食農教育圃場と縄文の女神記念公園の現地調査を実施しました。

調査項目

税務福祉課

- ・町の保健福祉サービス（平成27年度版）について
- ・子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）について
- ・第6期介護保険事業計画について

次、教育委員会

- ・「食育指導」「地域学習」「体験（かかわり）学習」について
- ・一貫教育の進捗状況について
- ・子ども読書活動推進計画について
- ・舟形町いじめ防止基本方針について

視察

- ・舟形小学校食農教育圃場
- ・西の前遺跡地 縄文の女神記念公園

所感

保健福祉のサービス内容、計画等について、町民に周知し理解を深めてもらい、その達成に努力されるよう要望します。

教育関係については、教育委員会・学校・保護者・地域が一体となり育んでいくものと考えているので、関係者、各団体等の意思疎通を図り進めてください。

特に食農教育について、現在の圃場では手狭と感じます。指導については地元の農家の方にお願ひし、農業への関心が高まるような進め方を検討されるよう要望します。以上です。

**議長** ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第7 議員派遣の件

議長 日程第5 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

議長 以上をもちまして9月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けいたします。

町長 それでは、一言ご挨拶申し上げます。

平成27年第3回定例議会であります。9月の9日から9日間にわたる長い日程、ご審議いただきました。この中には、平成27年度の一般会計並びに特別会計にかかわる補正予算、さらには平成26年度の各会計決算審議、加えて単行議案を含めて19件の案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、まずもって御礼申し上げます。

さて、平成26年度の一般会計を含めた7会計につきましては、全会計において黒字決算を結ぶことができました。7会計歳入歳出の差引額、いわゆる繰越金であります。3億2,629万1,085円になりまして、昨年を上回る金額であります。

また、平成26年度の自主財源の町税についてであります。3年連続5億円を超える収入を確保しましたが、対前年度比では1.4%の減であり、この件については憂慮されるところであります。

また、一般会計における歳入の44%を占める地方交付税であります。0.9%減の20億5,481万6,000円が交付されますが、この地方交付税、この5年間では最も減額率が高く、地方交付税の動向、今後も不透明であり、財源難を予測しながら行財政運営に取り組んでいかなければならないと思います。

さらに、先月発表されました4月から6月期の国の実質国内総生産であります。前期比較で1.6%の減少し、アベノミクスが失速するという報道がありました。東京一極集中が加速する中、日本経済の底力を高めるため、実効性のある地方活性化施策が求められております。そのためにも、ぜひローカルアベノミクスの実現を掲げた地方創生総合戦略事業の支援交付金の思い切った拡充で市町村を強化する活性化づくりを実現してほしいと思います。

いずれにいたしましても、舟形町第6次基本構想も後期計画に入りましたので、地方創生総合戦略計画並びに過疎計画と連動しながら構想計画を着実に具現化していくため、議員の皆様

さん、町民の皆さんのご意見、ご提言を踏まえながら、さらに時代の変化にも対応するとともに、創意工夫を駆使して舟形町の発展と活性化に努めていかなければならないと思います。

なお、今議会で議員各位から賜りました建設的なご意見、ご提言につきましては、課長等会議で特に今やらなければならない事業を選択し、精査し、財政あるいは緩急性を重視しながら執行してまいりたいと思います。

次に、12日、13日に開催されました第35回若鮎まつりであります。大雨、豪雨によりまして祭り会場が濁流により一の関大橋上下流、アユパーク、アユランドがすっかり冠水になりました。若鮎まつり開催も心配しましたが、11日の早朝から夜まで、舟形町建設業協会のご協力、ご支援、そして何といても率先垂範、議会議員の皆さんをはじめ、消防団、町民有志ボランティアの方々など、総勢200人に及ぶ町民の皆さんの懸命の復旧作業によりまして、すばらしい会場に整備することができました。改めて議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんに御礼と感謝を申し上げますとともに、まさに町民の皆さんの総合力の結集、町民力のたまものであるというふうに言えます。

また、2日間における入場者数であります。1日目が8,000人、2日目が1万8,000人、合計2万6,000人でありまして、昨年より3,000人ほど減少しております。また、小国川漁協さんの鮎の販売数であります。2万匹を超えたというふうにお聞きしております。

なお、このたびの大雨、豪雨による被害額、被害状況については、全員協議会で概要を説明させていただきます。

次に、平成27産米の放射性物質検査の結果であります。今月の9月8日付の県からの通知によりますと、舟形町は放射性セシウムは不検出であり、安全性を確認したとの通知をいただいていることをご報告申し上げます。

また、平成27年産の出荷契約米の概算金、いわゆる仮渡金であります。今年度は、つや姫は出荷基準適合米一等級で1万5,000円、はえぬきは一等級で1万円、コシヒカリは一等級で1万500円となりまして、それぞれ26年産米と比較しますと1,500円から2,500円、それぞれアップになったようであります。

結びになりますが、議員の皆さんには今後ともさらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。9日間にわたる審議、本当にありがとうございました。

**議長** 以上をもちまして、平成27年第3回舟形町定例会を閉会いたします。9日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでございました。

午前10時41分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 佐 藤 勇

署 名 議 員 叶 内 富 夫